

令和 7 年度

加賀市道路除雪計画

加賀市雪害対策計画

加賀市

目 次

総 則

1	目 的	1
2	体 制	2
(1)	通常体制	2
(2)	警戒体制	2
(3)	緊急体制	3
(4)	災害体制	3
	※ 地域防雪連携体制	3
3	組 織	4
(1)	除雪対策本部	4
(2)	雪害対策本部	5
(3)	災害対策本部	6
4	除雪の責任区分	7
(1)	市の責任区分	7
(2)	市民の責任区分	7
(3)	事業所等の責任区分	7
5	道路除雪	8
(1)	道路除雪実施の基本方針	8
(2)	除雪路線	8
(3)	除雪路線の実施区分	9
(4)	重点除雪路線への対処	10
(5)	バス路線への対処	10
(6)	除雪作業	10
(7)	生活道路の除雪	11
(8)	歩道の除雪	11
(9)	通学路の除雪	11
(10)	消防水利付近の除雪	11
6	屋根雪下ろし	11
7	排 雪	11
8	除排雪にかかる費用負担	12
(1)	地区が実施する除雪に対する助成	12
(2)	屋根雪下ろしに伴う排雪にかかる費用負担	12

9 市が管理する公共性の高い各施設における除雪	12
-------------------------	----

体制区分別対策実施要領

降雪時期前

1 関係機関との協力体制の整備	13
2 市の体制整備	14
(1) 除雪車両の整備	14
(2) 積雪時を想定した職員収集時間等の把握	14
(3) 地区対策員の配置	14
(4) 応援除雪待機班員の配置	14
(5) 職員除雪オペレーターの養成	14
3 降雪時における市民の心構えの周知	15
4 臨時ごみ収集場所の選定	15
5 上下水道の施設事故への体制整備	15
6 学校・公立保育園への協力依頼	15
7 市が管理する公共性の高い各施設の除雪体制整備	15

通常体制

【10cm以上の降雪が予測されるとき】

1 気象情報の収集	16
2 市除雪車両の出動準備	16
3 除雪待機班の配置	16
4 道路パトロールの実施	16
5 除雪委託業者への出動待機の指示	16
6 国県道の状況に関する情報収集	16

【積雪深が概ね10cmに達すると予測されるとき】

1 除雪作業の出動指示	17
2 国県道の状況に関する情報収集	17
3 除雪作業状況の確認	17
4 警戒体制への移行の準備	17

5 除雪待機班の強化	17
------------	----

警戒体制

1 始業時における職員体制整備	18
2 除雪待機班の再強化	18
3 道路パトロールの強化	18
4 除雪作業の強化	18
5 雪害対策本部への体制移行の準備	18

緊急体制

1 雪害対策本部の設置	19
(1) 雪害対策本部設置の決定	19
(2) 全庁的協力体制の整備	19
(3) 本部の場所	19
(4) 情報の共有化と広報	19
(5) 問い合わせ窓口の一元化	20
2 除雪作業の再強化	20
3 道路パトロールの再強化(除雪状況一斉確認)	20
4 道路除雪にかかる運搬排雪の決定と開始	20
5 指定雪捨て場の開設	20
6 避難行動要支援者対策	21
(1) 対応が必要となる者の調査	21
(2) 支援方法	21
7 帰宅困難者対策	21
8 ボランティアの活用	21
9 学校・公立保育園における除雪	21
10 通学路(歩道等)の除雪	21
11 市が管理する公共性の高い各施設における除雪	22
12 ごみ対策	22
13 空き家の倒壊対策	22
14 消防対策	22

15 地区組織との連携	22
16 災害対策本部への体制移行の準備	22
17 避難所の開設準備	22

災害体制

1 災害対策本部の設置	23
2 災害応急対策の体制整備	23
3 市地域防災計画に基づく対策の実施	23
4 避難所の開設	23

地区組織との連携

1 地区除雪対策本部	24
(1) 地区除雪対策本部の設置	24
(2) 役割	24
2 地区雪害対策本部	25
(1) 地区雪害対策本部の設置	25
(2) 地区対策員の派遣	25
(3) 地区対策員の役割	26

資料編

除排雪機械台数	27
指定雪捨て場	28
積雪観測地点名簿	29
除雪路線計画箇所	29
除雪路線計画図	30
除雪路線網図	36
加賀市内指定雪捨て場位置図	37
加賀市除雪経費補助金交付要綱	50
加賀市屋根雪下ろし補助事業概要	51
除雪関係機関電話番号表	52

總則

1 目的

冬期において、物資の輸送及び通勤・通学等、市民生活に支障をきたさないよう、「加賀市地域防災計画（雪害編）」との整合性を図りながら、「加賀市道路除雪計画・加賀市雪害対策計画」に基づき、交通の確保・雪に強い道路づくりを進める。

そのことから、「加賀市道路除雪計画・加賀市雪害対策計画」では、降積雪時において市並びに市民及び事業所・企業等が執るべき対応を総合的に定め、市民の生命及び財産を守り、生活の安定及び利便を確保し、また生産、流通、消費等の経済活動が円滑に行われるようすることを目的とする。

2 体制

道路除雪及び雪害の対策にかかる体制区分は次のとおりとして、各対策の実施にあたる。

(1) 通常体制

状況	組織	対策の内容
気象情報等により 10 cm 以上の降雪が予測される場合。	除雪対策本部 (p 4)	<ul style="list-style-type: none">・気象情報の収集・市除雪車両の出動準備・除雪待機班の配置・道路パトロールの実施・除雪委託業者への出動待機の指示・国県道の状況に関する情報収集・除雪作業の出動指示・国県道の状況に関する情報の収集・除雪作業状況の確認・警戒体制への移行の準備・除雪待機班の強化

P16, P17 参照

(2) 警戒体制

状況	組織	対策の内容
大雪警報が発表された場合、又は積雪深が 30～40cm に達すると予測された場合、除雪対策本部長が体制移行を決定する。	除雪対策本部 (p4)	<ul style="list-style-type: none">・始業時における職員体制整備・除雪待機班の再強化・道路パトロールの強化・除雪作業の強化・雪害対策本部への体制移行の準備

P18 参照

(3) 緊急体制

状況	組織	対策の内容									
<p>各観測地点（表1）の積雪深が石川県の定めている地域警戒積雪深に達すると予測された場合、除雪対策本部長が市長と協議し、体制移行を決定する。</p> <p style="text-align: center;">(表1)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>観測点名</th> <th>観測方法</th> <th>地域警戒積雪深</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金明地区会館</td> <td>積雪センサー</td> <td>50cm</td> </tr> <tr> <td>山中球場</td> <td>〃</td> <td>80cm</td> </tr> </tbody> </table>	観測点名	観測方法	地域警戒積雪深	金明地区会館	積雪センサー	50cm	山中球場	〃	80cm	雪害対策本部 (p5)	<ul style="list-style-type: none"> ・雪害対策本部の設置 ・除雪作業の再強化 ・道路パトロールの再強化 ・道路除雪にかかる運搬排雪の決定と開始 ・指定雪捨て場の開設 ・避難行動要支援者対策 ・帰宅困難者対策 ・ボランティアの活用 ・学校・公立保育園における除雪 ・通学路（歩道等）の除雪 ・市が管理する公共性の高い各施設における除雪 ・ごみ対策 ・空き家の倒壊対策 ・消防対策 ・地区組織との連携 ・災害対策本部への体制移行の準備 ・避難所の開設準備
観測点名	観測方法	地域警戒積雪深									
金明地区会館	積雪センサー	50cm									
山中球場	〃	80cm									

P19～P22 参照

(4) 災害体制

状況	組織	対策の内容
大雪特別警報が発表され、積雪により重大な被害が発生又はその恐れが予測される場合、雪害対策本部長が体制移行を決定する。	災害対策本部 (p6)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・災害応急対策の体制整備 ・市地域防災計画に基づく対策の実施 ・避難所の開設

P23 参照

※ 地域防雪連携体制（県大聖寺土木事務所及び関係機関との連携）

【緊急体制時・災害体制時】連携本部：県大聖寺土木事務所

- 道路管理者が連携して優先的な路線確保を行う。
- 連携本部が各道路管理者の情報を集約・伝達して共有をはかる。
- 除雪作業や相互応援等の調整・協議を行う。
- 雪害対策本部が設置された場合、県職員が加賀市に派遣され、連携本部との情報連絡を強化。

3 組織

対策を迅速かつ的確に実施するため、各体制に応じて次の各組織を設置する。

(1) 除雪対策本部 【通常体制時及び警戒体制時】

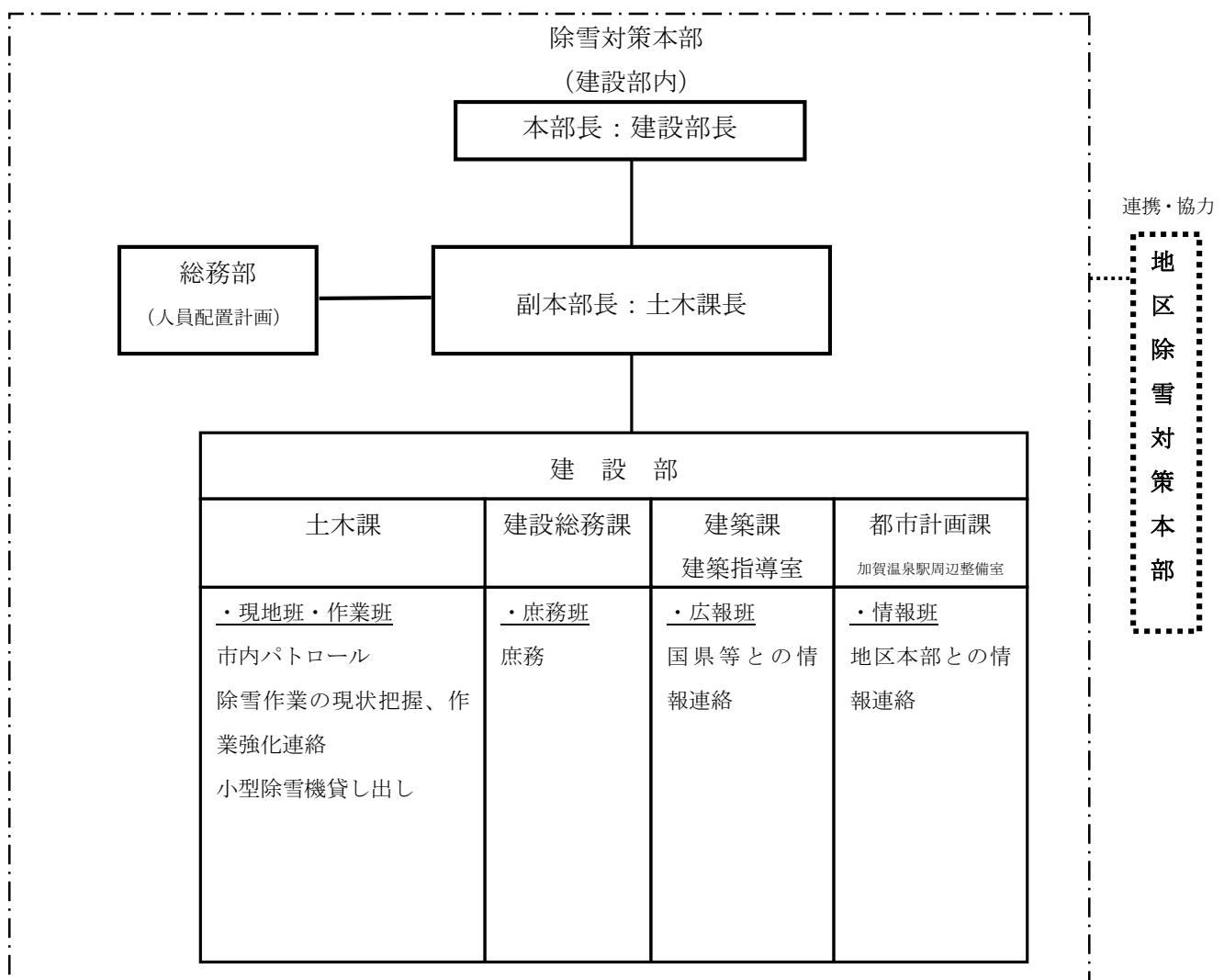
道路除雪を中心として、冬季間における道路交通を確保し、市民生活の安全及び利便性の確保並びに産業振興を図ることを目的として設置する。

〔 本 部 長：建設部長
 副 本 部 長：土木課長
 本 部 員：原則、建設部職員 〕

○設置期間：12月1日から翌年の3月31日まで。但し、本部長が気象状況等により必要と認める時は、この期間を変更することができる。

○設置場所：建設部内

○組織図



(2) 雪害対策本部【緊急体制時】

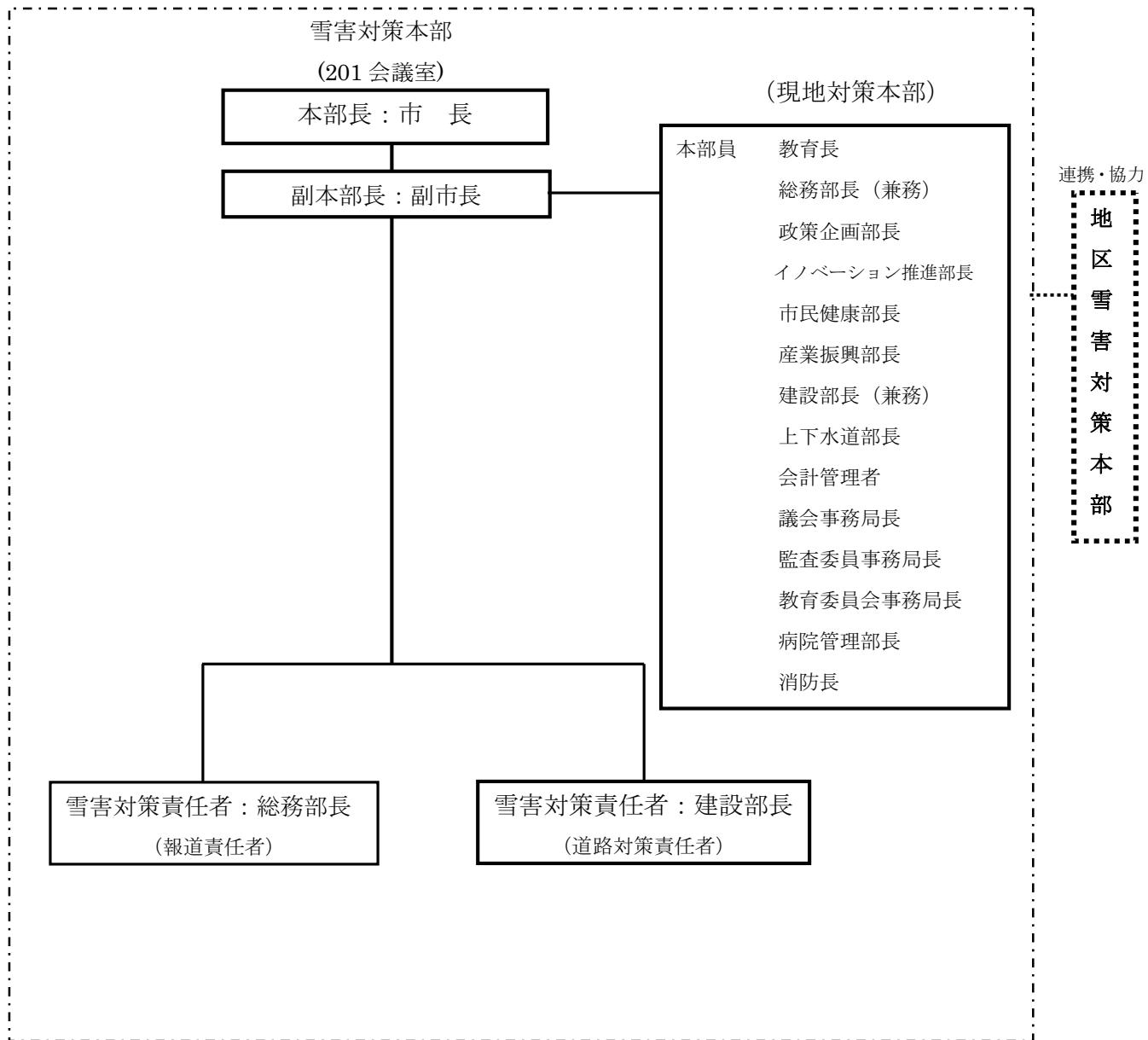
異常降雪となった場合に、道路除雪体制の強化並びに市民や関係機関との連携及び福祉や教育など各方面への対策を迅速かつ的確に実施することを目的として、除雪対策本部長は市長に協議し、除雪対策本部から体制を移行して設置する。

〔 本 部 長：市長
　　副本部長：副市長
　　本 部 員：教育長及び各部局長 〕

○設置時期：積雪深が金明地区会館の観測地点で 50cm、又は、山中球場の観測地点で 80cm に達すると予測され、市長が雪害対策本部への体制移行を決定したとき。

○設置場所： 201 会議室（本部室）

○組織図



(3) 災害対策本部【災害体制時】

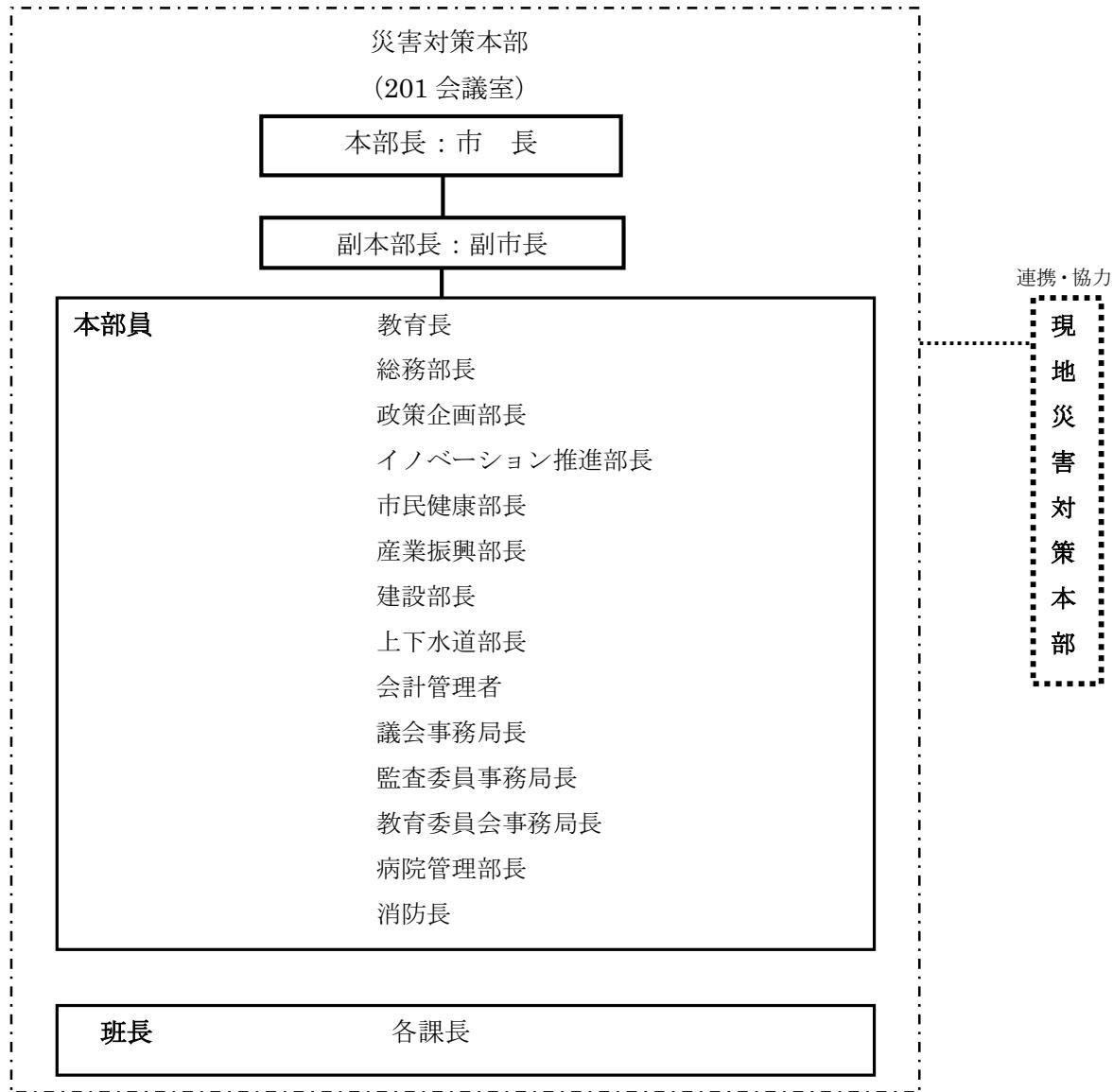
大雪特別警報が発表され、全市的に重大な被害が発生又はその恐れがある場合に、雪害対策本部長は「災害対策本部規程」に基づき、雪害対策本部から体制を移行して設置する。

〔 本 部 長：市長
 副 本 部 長：副 市 長
 本 部 員：教 育 長 及 び 各 部 局 長 〕

○設置時期：異常降雪が続き、重大な被害が発生又はその恐れが予測される場合に
雪害対策本部長が災害対策本部への体制移行を決定したとき。

○設置場所：201 会議室（本部室）

○組織図



各部が実施する災害応急対策の内容は、加賀市災害対策本部条例施行規則第4条の規定による。

4 除雪の責任区分

行政と市民や事業所等が一体となって除雪対策を推進するため、除雪の責任区分を次のとおりとする。

(1) 市の責任区分

予め定めた除雪路線について、積雪の状況に応じて機械除雪等を行うとともに、市が管理する公共性の高い施設の除雪を行う。

(2) 市民の責任区分

除雪路線以外の道路や歩道、消火栓や防火水槽などの消防施設周辺、ごみ収集場所周辺などの除雪を行うとともに、市が実施する除雪作業が円滑かつ効果的に行われるよう、市除雪対策(雪害対策)本部と協力連携する。

また、相互扶助の精神により高齢者や身体障がい者などの世帯に対する除雪の協力をを行う。

(3) 事業所等の責任区分

それぞれの施設等の利用に必要となる周辺道路等は、自らの責任で除雪を行う。

5 道路除雪

(1) 道路除雪実施の基本方針

市が実施する道路除雪は、冬季間における道路交通を確保し、市民生活の安全及び利便性の確保並びに産業振興を図ることを目的として行うものである。

道路除雪にあたっては、車両交通量、物資の輸送、民生の安定などを勘案して除雪路線を設定し、それらについて幹線道路の優先確保及び生活道路のできる限り早い確保を目指して実施する。

また、除雪路線以外の道路や歩道、異常降雪時における身近な生活道路の除雪は、市民の協力を得て行う。

(2) 除雪路線

除雪路線は次の4区分とする。(表2参照)

① 重点除雪路線 (別図の赤色路線) 岡町～加賀温泉駅前、加賀温泉駅前東口～箱宮、駅前イオン前

国道8号の代替路線、県重点除雪路線との連続性を保つべき路線。

【除雪目標：常時2車線以上の幅員確保を原則とする】

② 第1種除雪路線 (別図の青色路線)

バス路線及び集落と集落を結ぶ幹線道路

【除雪目標：2車線以上の幅員確保を原則とする】

③ 第2種除雪路線 (別図の緑色路線)

準幹線道路

【除雪目標：2車線幅員の確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で、待避所を設ける】

④ 第3種除雪路線 (別図の黄色路線)

生活道路

【除雪目標：1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする】

(3) 除雪路線の実施区分

(表 2)

路線区分	重点除雪路線	第1種除雪路線	第2種除雪路線	第3種除雪路線
体制区分	国道8号の代替路線、県重点除雪路線と連続性を保つべき路線	バス路線及び集落と集落を結ぶ幹線道路	準幹線道路	生活道路
通常体制 (p2)	原則常時2車線以上確保	原則2車線以上の幅員確保	2車線幅員確保を原則とし、状況により1車線で待避所を設置	1車線幅員で待避所を設置
警戒体制 (p2)	実施する	実施する	重点除雪路線及び第1種路線が完了後実施する	重点除雪路線、第1種路線及び第2種路線が完了後実施する
緊急体制 (p3)	優先的に実施する	実施する	重点除雪路線及び第1種路線が完了後実施する	第2種路線までの交通が確実に確保された後、除雪に努める

(4) 重点除雪路線への対処

異常降雪により、除雪路線全体を一度に交通確保することが困難な状況となった場合（緊急体制時又は災害体制時）には、重点除雪路線を優先的に除雪し、主要幹線の交通を確保する。

※石川県「雪みちネットワーク」（大雪時に優先的に確保する重点除雪路線）に準拠し、石川県（大聖寺土木事務所）と連携し重要路線の確保を図る。

(5) バス路線への対処

積雪時におけるマイカー利用の自粛を促すためにも、バス路線については重点除雪路線又は第1種除雪路線として速やかに除雪を行う。

(6) 除雪作業

① 通常の除雪

重点除雪路線、第1種除雪路線については、新たな積雪が10cmに達したとき除雪を行う。また、第2種、第3種除雪路線については、積雪深が概ね10cmに達し、気象予報等により今後も降雪が続くと予測され、除雪対策本部長が道路交通に支障を来たすと判断したときに、除雪を行う。

② 路面整正

道路上の残雪や圧雪については、除雪対策本部長が交通障害の原因になると判断したとき、路面の平坦性が確保されるよう、残雪や圧雪の除去を行う。

③ 拡幅除雪

連続した除雪作業により路側からせり出した雪（雪堤）を、次の除雪作業に備えるため更に路側へ押し退ける。

④ 運搬排雪

拡幅除雪が特に困難な市街地、幅員狭小な道路、交差点等では、排雪が必要であると判断したときダンプトラック等に雪を積み込んで運搬により除去する。

⑤ 凍結防止剤散布

降雪の有無に関わらず、気象情報等により気温が0°C以下になると予想され、路面が凍結し、交通障害の発生が予想されると判断したときは凍結防止剤を散布する。

⑥ 消融雪装置操作

路面の凍結の恐れがある場合、又は積雪を確認したとき作動させる。

(7) 生活道路の除雪

生活道路の除雪は、除雪路線に指定されている道路(第3種除雪路線)は市が行い、除雪路線以外の市道及び区道等は各住民により行う。

また、異常降雪により市内すべての除雪路線の除雪が困難な場合は、各住民は除雪路線に指定されている生活道路についても自主的に除雪を行う。

(8) 歩道の除雪

歩道の除雪は、各住民が身近な歩道の除雪を行う。

(9) 通学路の除雪

通学路の除雪は、原則として各住民やPTAを中心として、除雪を行う。

(10) 消防水利付近の除雪

消防水利確保にかかる消火栓・防火水槽等付近の除雪は、各住民や消防団を中心として、除雪を行う。

6 屋根雪下ろし

自主的に屋根雪下ろしを行う場合には、その雪が道路上に堆積するなどして、車両や歩行者への通行障害がないように実施する。

特に、下ろした屋根雪を道路に一時堆積することがやむをえない住宅密集地などでは、運搬排雪を同時に行う。

7 排 雪

市雪害対策本部が実施する運搬排雪は、原則、道路除雪作業に係る部分までとする。

但し、地区一斉の屋根雪下ろしに伴う運搬排雪については、市雪害対策本部と地区雪害対策本部で、その効率的な実施方法について検討する。

なお、建設部は排雪が必要な状況となった場合には、指定雪捨て場を開設する。

8 除排雪にかかる費用負担

(1) 地区が実施する除雪に対する助成

異常降雪により緊急体制となり、それに伴って地区雪害対策本部が設置された状況において、市雪害対策本部と協議の上、地区の除雪方針に基づき地区自らが重機等を投入して除雪路線やその他必要な道路の除雪を行った場合(町単位による実施を含む)、市は加賀市除雪経費補助金要綱により助成するものとする。

(2) 屋根雪下ろしに伴う排雪にかかる費用負担

自主的な屋根雪下ろしに伴う排雪費用は、各原因者の負担とする。

また、異常降雪時において、地区雪害対策本部と市雪害対策本部との協議にて、一斉屋根雪下ろしを行った場合、その影響で市道除雪路線上に堆積した雪の排雪にかかる費用は市が負担するものとする。

9 市が管理する公共性の高い各施設における除雪

公共性の高い各施設の除雪は、当該施設又は所管部局において行う。

通常時の指定管理施設の除雪については、指定管理者の責任において行う。

体制区分別対策実施要領

降雪時期前

1 関係機関との協力体制の整備

建設部は、除雪作業を円滑かつ効果的に行うため、次により関係機関との協力・連携体制を整える。

(1) 金沢河川国道事務所加賀国道維持出張所、県大聖寺土木事務所、中日本高速道路㈱金沢支社等の道路管理者との協力体制

- 除雪路線についての相互確認
- 除雪作業方針の相互確認
- 情報連絡体制の相互確認

(2) 大聖寺警察署との協力体制

- 路上駐車及び路上放置物件の取り締まりの協力依頼
- 除排雪作業時に必要となる交通規制の協力依頼
- 情報連絡体制の相互確認

(3) 加賀建設業協会との協力体制

- 除雪車両の手配、出動にかかる協力依頼

(4) 消防団との協力体制

- 消防水利(消火栓、防火水槽)付近の除雪にかかる協力依頼

(5) 防犯交通推進隊との協力体制

- 除雪デー等の除排雪作業時に必要となる交通整理の協力依頼

(6) 地区区長会や地区まちづくり推進協議会との協力体制

- 除雪路線及び除雪方針の説明と協力依頼
- 地区除雪対策本部設置に備えた準備協力(地区組織表の提出)
- 違法駐車禁止の周知にかかる協力依頼
- 除雪した雪の堆積場所の確保にかかる協力依頼
- 除雪、排雪時の協力依頼

2 市の体制整備

(1) 除雪車両の整備

建設部は市が保有する除雪車両について、所要の整備を行い、所定の場所に配備する。

(2) 積雪時を想定した職員参集時間等の把握

総務部は、異常降雪により道路交通に支障をきたした場合の、職員参集に要する時間等の状況を把握しておく。

(3) 地区対策員の配置

総務部は建設部と協議し、地区雪害対策本部が設置された場合に市雪害対策本部との連絡調整を緊密にし、除雪作業を始めとした各対策が円滑かつ効果的に実施されることを目的として派遣する。

① 配置計画

総務部危機対策課、市民健康部、建設部、消防本部を除く職員の中から、各地区に指名する。

なお、地区対策員は原則として対策実施期間中は地区雪害対策本部に常勤体制とする。

○責任者 → 原則として地区の事情に通じた職員

○対策員 → 地区在住（近在住地区を含む）職員

② 配置指示

異常降雪により地区雪害対策本部が設置された場合に、総務部からの指示により配置につく。

(4) 応援除雪待機班員の配置

夜間の除雪体制を執るために配置される建設部除雪待機班を強化するため、応援除雪待機班員を降積雪状況に応じて配置する。

① 配置計画

本庁に勤務する職員の内、総務部危機対策課、市民健康部、建設部を除いた職員の中から、

日毎に2名ずつを割り当てる。

② 配置指示

除雪対策本部長は概ね次の基準により配置を指示し、それにより建設部は当該日に割り当てられた職員に連絡を行う。

○大雪警報が発表され、除雪対策本部長が応援除雪待機班員による体制強化が必要であると判断したとき。

○積雪深が30～40cmに達すると予想され、除雪対策本部長が応援除雪待機班員による体制強化が必要であると判断したとき。

(5) 職員除雪オペレーターの養成

市は緊急時に職員が除雪作業を実施出来るように、職員除雪オペレーターを養成する。

3 降雪時における市民の心構えの周知

建設部及び総務部は、除雪会議、広報やケーブルテレビ、地区区長会などを通じて、市民の降雪時期における心構えや協力内容などについて十分周知しておく。

○主な周知内容

- ・除雪路線について
- ・路上及び消防水利付近の駐車禁止について
- ・除雪路線以外の道路及び歩道の住民による除雪協力について
- ・消火栓や防火水槽周辺、ごみ収集場所周辺の住民による除雪協力について
- ・屋根雪下ろし時の注意点等について
- ・地区除雪(雪害)対策本部の役割について（地区的除雪方針検討、災害時要援護者への対応など）
- ・警報発表状況について（加賀市防災メールにて情報を提供する）
- ・道路の利用抑制について

4 臨時ごみ収集場所の選定

産業振興部は、各町において雪害時の臨時ごみ収集場所を定め、事前に市へ報告するよう依頼しておく。

また臨時ごみ収集場所へ切り替える状況となったときの対応(住民への周知、臨時ごみ収集場所付近の除雪等)について協力を求めておく。

5 上下水道施設の事故への体制整備

水道課・下水道課は、落雷等による下水道ポンプ施設、上水道配水池、加圧ポンプ場などの電気設備被害等、冬季間特有の事故に備えた体制を確認しておく。

6 学校・公立保育園への協力依頼

教育委員会及び市民健康部は、異常降雪時には給食材料搬入路の応急的な確保や敷地内の除雪等を各学校・保育園において取り組むよう協力依頼を行っておく。

7 市が管理する公共性の高い各施設の除雪体制整備

各部局は、公共性の高い各所管施設における除雪を行うため、当該施設職員による除雪のための小型機械等の整備及び異常降雪時に備えた機械除雪業者との契約など、必要な体制を整えておく。

指定管理施設における除雪を行うため、指定管理者による除雪のための小型機械等の整備及び異常降雪時に備えた機械除雪業者との契約など、必要な体制を整えておく。

通常体制

【基準：降雪、積雪により除雪対策本部長が道路交通に支障をきたすと判断したとき】

【組織：除雪対策本部】

【状況：気象情報等により10cm以上の降雪が予想されるとき】

1 気象情報の収集

建設部は降雪予報等の気象情報を収集する。

- 金沢地方気象台からの情報収集

2 市除雪車両の出動準備

建設部は、積雪となった場合に速やかに市所有除雪車両を出動させられるよう、その準備を行う。

3 除雪待機班の配置

建設部は気象情報等から判断し、適切な人数の除雪待機班を配置する。

4 道路パトロールの実施

建設部は下記について道路パトロールを実施する。

- 路面の積雪及び凍結状況確認
- 消融雪装置の操作及び作動状況確認
- 用水スクリーンのごみ除去

5 除雪委託業者への出動待機の指示

建設部は除雪委託業者に対して、出動待機体制を執るよう指示を行う。

6 国県道の状況に関する情報収集

建設部は、加賀国道維持出張所、県大聖寺土木事務所及び中日本高速道㈱金沢支社等と連携し、それぞれが所管する道路除雪の状況について情報を収集・伝達・共有を図る。

- 道路除雪パトロールにより収集された情報の交換
- 除雪作業の実施状況の共有

【状況：積雪深が概ね10cmに達し、気象予報等により今後も降雪が続くと予測され、除雪対策本部長が道路交通に支障をきたすと判断したとき】

1 除雪作業の出動指示

建設部は、道路パトロールや気象情報等から降積雪の状況を見極め、除雪対策本部長の判断・指示により、除雪委託業者に除雪作業開始の指示を行う。

2 国県道の状況に関する情報収集

建設部は、加賀国道維持出張所、県大聖寺土木事務所及び中日本高速道㈱金沢支社等と連携し、それぞれが所管する道路除雪の状況について情報を収集伝達する。

- 道路除雪パトロールにより収集された情報の共有
- 除雪作業の実施状況
- 管轄する道路の通行状況

3 除雪作業状況の確認

建設部は、除雪委託業者が行う除雪作業の実施状況を確認する。

4 警戒体制への移行の準備

除雪対策本部長は、積雪状況や降雪予報等から判断し、警戒体制への移行に備える。

5 除雪待機班の強化

建設部は、道路パトロール・情報収集等の体制を強化するため、除雪待機班を強化する。

警戒体制

【基準：大雪警報が発令されたとき又は積雪深が 30～40cm に達すると予測されたときで、除雪対策本部長が体制移行を決定したとき】
【組織：除雪対策本部】

1 始業時における職員体制整備

建設部は総務部と協議し、翌朝の積雪状況により交通障害を発生させることが予想される場合、職員の登庁の遅れにより業務停滞が生じることのないよう、各部局において始業時の職員体制を整えておくよう通知する。

なお、翌日が勤務日となる休日においては、総務部は各部局長に予想される状況を連絡し、それにより各部局長は部内各所属で体制整備がなされるようする。

2 除雪待機班の再強化

建設部は、道路パトロール・情報収集等の体制を強化するため、除雪待機班を更に強化する。

なお、除雪対策本部長が応援除雪待機班員の配置が必要であると判断したとき、建設部は応援除雪待機班員配置計画表に基づき、当該日に割り当てられている職員に連絡し、その配置により除雪待機班の人員を強化する。

3 道路パトロールの強化

建設部及び応援除雪待機班員による道路パトロールを強化する。

- 路面の凍結状況確認
- 積雪深の計測
- 消融雪装置の作動状況確認（施設能力を超える降雪による残雪の有無を確認）
- 消融雪水排水口の確保
- 用水スクリーンのごみ除去

4 除雪作業の強化

建設部は除雪委託業者に対し、除雪作業強化の指示を行う。

- 出動除雪車両の継続した作業による強化
- 優先的に除雪を行う路線(重点除雪路線、第1種除雪路線)の指示
- 消融雪路線の状況に対応した機械除雪の指示

5 雪害対策本部への体制移行の準備

除雪対策本部長は、現在の状況及び今後の降雪見込み等から勘案し、必要に応じて雪害対策本部への体制移行について市長と協議する。

また、道路除雪の状況、排雪場の開設、臨時市民電話窓口の設置など、体制移行に伴う事前協議を、防災担当部局と行う。

緊急体制

【基準：積雪深が石川県の定めている地域警戒積雪深に達すると予測され、除雪対策本部長が市長と協議し、体制移行を決定したとき】

金明地区会館 50cm・山中球場 80cm

【組織：雪害対策本部】

1 雪害対策本部の設置

(1) 雪害対策本部設置の決定

雪害対策本部の設置は、除雪対策本部長の協議を受けて市長が決定する。また、必要に応じて現地対策本部を設置することができる。

(2) 全庁的協力体制の整備

総務部は、雪害対策本部が設置された場合、そのことを各部局に周知し、全庁的な協力体制を整える。

- 本部設置の日時
- 本部設置の場所
- 各部局における対策実施の体制整備
- 対策実施のための動員協力体制

(3) 本部の場所

総務部は本部室を 201 会議室に設ける。

対策室内は対策の種類に応じ、概ね次のスペースに区分けして配置する。

- 情報集約部門（リーダー：防災担当）
- 除雪対策部門（リーダー：土木担当）
- その他対策部門（若干名）

また、本部会議は 201 会議室にて行う。今後の降雪見込みや道路除雪の状況を考慮し必要に応じて 201 会議室に臨時相談窓口を設置することとし、除雪・排雪に関すること、生活環境（ごみ、防犯、空き家等）に関すること、交通に関すること、生活保護に関することなど、部局の横断的な職員の配置により対応を行う。

(4) 情報の共有化と広報

①庁内の情報共有

各部局は、所管する対策等についての状況をできる限り対策室に集約・提供し、それにより情報の共有化及び事態の共通認識を図り、各対策が整合しつつ効率的に行われるようとする。

②市民への広報

情報集約部門が取りまとめた情報について、市ホームページ、SNS（フェイスブック等）、ケーブルテレビを通じ、市民に対し、道路除雪に関する情報や排雪場の開設情報等を提供するとともに、作業中の除雪車に近寄らないこと、玄関前・車庫前の雪処理は各家庭や地域で助け合うこと、車両の適切な駐車、道路への雪出し禁止など、道路除雪に対する協力依頼を行う。

また、「市民除雪デー」を実施する場合には、市ホームページ、SNS（フェイスブック等）、ケーブルテレビを通じて広報するものとする。

（5）問い合わせ窓口の一元化

市民等からの問い合わせに対しては、対応に統一性が保たれるよう、今後の降雪見込みや道路除雪の状況を考慮し、必要に応じて本部室内に臨時相談窓口を設置するものとする。

2 除雪作業の再強化

建設部は除雪委託業者に対して、除雪作業再強化の指示を行う。

- 出動除雪車両の増強（排雪機械（バックホウ、ダンプ等）の利用）
- 重点除雪路線及び第1種除雪路線の優先確保
- 市雪害対策本部及び地区雪害対策本部との十分な連携

3 道路パトロールの再強化（除雪状況一斉確認）

除雪路線全体の状況確認が必要である場合、建設部は総務部に動員要請し、各部局からの応援職員により一斉に道路除雪状況確認パトロールを実施する。

4 道路除雪にかかる運搬排雪の決定と開始

建設部は状況により運搬排雪の要否を決定し、運搬排雪を行う際には次の事項に留意し、効率的に実施する。

- ① 沿道条件、交通量、気象条件
- ② 運搬排雪を行う時期及び雪捨て場開設状況
- ③ 排雪作業に必要とする機械の確保
- ④ 警察との連携
- ⑤ 沿道住民及び通行車両への周知と協力依頼

5 指定雪捨て場の開設

運搬排雪が必要な状況となった場合、建設部は雪害対策本部の指示で指定雪捨て場を開設する。

開設した場合、雪害対策本部が地区雪害対策本部やケーブルテレビなどを通じて市民へ周知する。

6 避難行動要支援者対策

高齢者、障がい者等の避難行動要支援者のうち、大雪により著しく日常生活が困難となり、緊急の対応が必要となる者に対しては、市雪害対策本部と地区雪害対策本部が協同して支援を行う。

また、住民は近隣世帯の助け合いの精神により、相互協力して除雪等を行う。

(1) 対応が必要となる者の調査

市民健康部は、区長及び民生委員等と連携して支援が必要となる者についての状態調査を行い、実態を把握する。

(2) 支援方法

市民健康部及び消防本部を中心として、生命の危険や家屋倒壊の恐れがある者など、原則として特に緊急の対応を必要とする避難行動要支援者に対して支援を行う。市民健康部及び消防本部のみでは支援体制が不十分となった場合、市民健康部は総務部に要請し、各部局からの応援職員により支援体制を強化する。

また、屋根雪下ろしが労力的かつ経済的に困難なうえ、その援助を受けることができない者に費用の助成を行う。

7 帰宅困難者対策

観光旅行者などが道路封鎖等により、一時的に退避が必要な場合には、臨時待機所（臨時避難場所等）を設置し誘導する。また、必要に応じて、食料配布や宿泊施設の斡旋等を行う。

8 ボランティアの活用

総務部はボランティア団体に対し、奉仕活動を開始するための判断材料となる情報（雪害対策の実施状況等）を提供するとともに、その積極的な活動について要請する。

9 学校・公立保育園における除雪

各小中学校・保育園では道路除雪車両が入るまでの間、各学校・保育園において給食材料搬入路等を応急的に確保する。

10 通学路（歩道等）の除雪

通学路等で歩行者の多い歩道や歩行者に配慮する必要のある歩道については、PTA、教育後援会、地域、学校が連携を強化して、除雪を行う。

11 市が管理する公共性の高い各施設における除雪

各施設（学校・公立保育園の給食材料搬入路以外を含む）における除雪は、当該施設又は所管部局において実施する。

12 ごみ対策

産業振興部は、通常のごみ収集場所までごみ収集車が進入できない状況となった場合には、必要に応じて予め定めておいた臨時ごみ収集場所への切り替えを決定し、各区長に連絡する。

13 空き家の倒壊対策

雪の重みで建物が倒壊しないよう所有者に対し適正管理の指導を行うとともに、人への危害が発生しないよう被害状況の把握に努める。

14 消防対策

消防本部は、火災発生時の消火に備えるため、消防団、自衛消防隊と連携して消火栓、防火水槽付近の除雪を行い、消防水利を確保する。

また、地区雪害対策本部においても消防水利付近の除雪に努める。

15 地区組織との連携

地区除雪対策本部の設置（p25）

16 災害対策本部への体制移行の準備

総務部を中心とした各部局は、連続した異常降雪により重大な被害が発生し又はその恐れが予測されるとき、雪害対策本部から災害対策本部への移行について、雪害対策本部長に諮る。

17 避難所の開設準備

避難が必要と想定される世帯に対して、避難所の開設準備を行う。なお、区長より開設依頼があった場合は、直ちに災害対策本部への体制移行を行い、避難所の開設を行うものとする。

災害体制

【基準：大雪特別警報が発表され、積雪により重大な被害が発生し又はその恐れが予測され、雪害対策本部長が体制移行を決定したとき】
【組織：災害対策本部】

1 災害対策本部の設置

災害対策本部の設置は、被害の発生状況や更なる降雪見込み等から判断して、雪害対策本部長である市長が決定する。

2 災害応急対策の体制整備

各部局は、加賀市災害対策本部条例施行規則に基づき執務配備を執る。

また、総務部は災害対策本部が設置されたことを各部局に周知し、全庁的な災害応急対策実施体制を強化するとともに、201会議室に臨時相談窓口を設置し、除雪・排雪に関すること、生活環境（ごみ、防犯、空き家等）に関すること、交通に関すること、生活保護に関することなど、部局の横断的な職員の配置により対応を行う。

3 市地域防災計画に基づく対策の実施

各部局は、緊急体制時までに実施してきた対策を継続実施するとともに、「加賀市地域防災計画雪害応急対策計画」に基づき必要な措置を講ずる。

4 避難所の開設

避難が必要とされる世帯に対して、避難所の開設を行う。

地区組織との連携

1 地区除雪対策本部

(1) 地区除雪対策本部の設置

地区区長会又は地区まちづくり推進協議会等は、積雪に備えた地区の体制を整えることを目的として、地区除雪対策本部の設置に努めるものとする。

(2) 役割

① 除雪要請の基本窓口

地区から市除雪対策本部へ除雪要請をする場合は、原則として地区除雪対策本部を基本窓口として行うものとする。

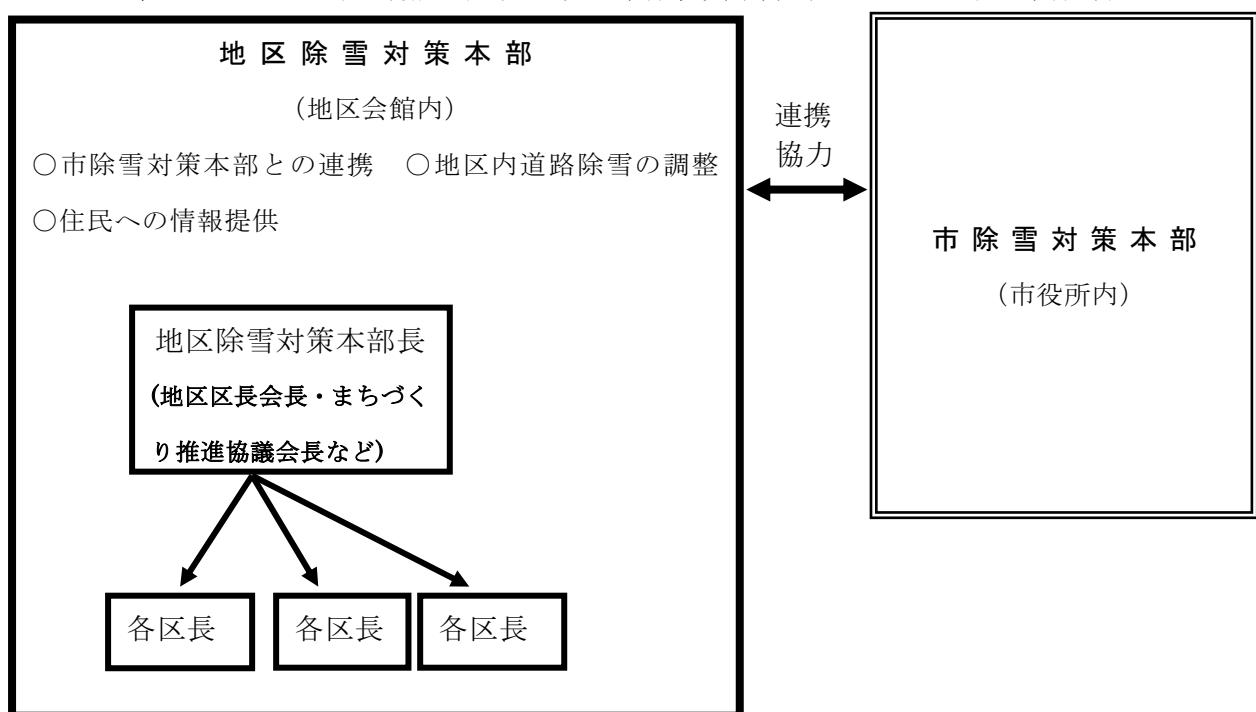
② 地区除雪方針の検討・策定

地区内の除排雪にかかる実施方針や方法を検討し、定めておくものとする。

③ 地区住民への降雪時期における心構え等の周知

地区住民に対して、町の集会や広報等を通じて次の事項について周知する。

- 除雪路線及び市の除雪方針について
- 路上駐車の禁止
- 除雪、排雪作業の障害となる放置物の除去
- 住民の自主的な除雪協力(消防水利の確保、異常降雪時の生活道路の確保等)



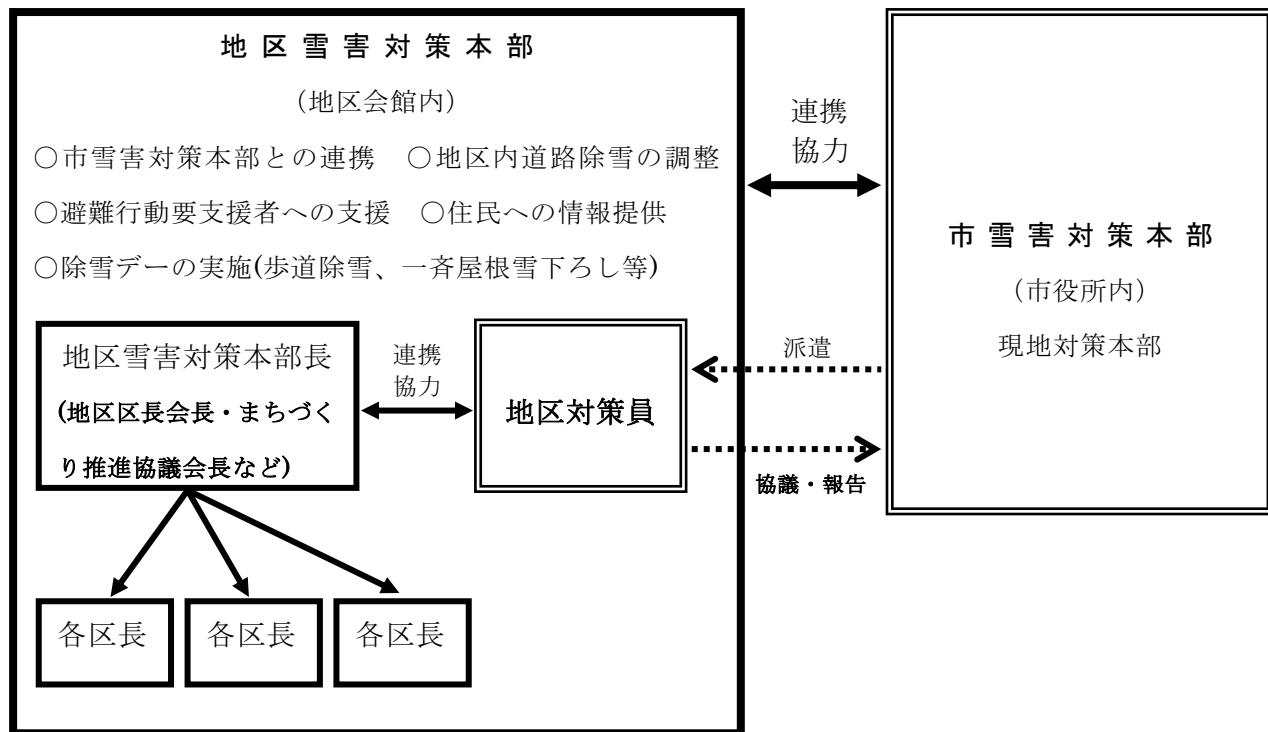
2 地区雪害対策本部

(1) 地区雪害対策本部の設置

異常降雪となった場合に、地区における雪害対策推進体制を整えるため、地区雪害対策本部を設置する。

総務部は、市雪害対策本部を設置した時点で、各地区区長会、各まちづくり推進協議会に対して、地区雪害対策本部の設置を要請し、市と地区が連携、協力した雪害対応が行われる体制を整える。

なお、地区雪害対策本部を設置した場合には、地区雪害対策本部長等が常駐するものとする。



(2) 地区対策員の派遣

総務部は、地区雪害対策本部が設置された場合、予め定めておいた地区対策員を地区雪害対策本部へ派遣し、円滑な対策実施の体制を整える。

派遣する地区対策員の人数等は概ね次のとおりとする。

- ・ 地区対策員責任者 1名 (原則として地区の事情に通じた職員)
- ・ ハ 班員 地区の規模等に応じた所要人数(地区の事情に通じた職員)

(3) 地区対策員の役割

地区対策員は、地区雪害対策本部と連携協力して次の業務を行う。

- ① 地区内の除雪状況を把握し、地区内の事情に応じた除雪方針の選定
 - ・優先除雪路線の選定
 - ・一斉除雪の計画、実施
 - ・屋根雪下ろしの計画、実施
- ② 地区内の避難行動要支援者の情報収集
- ③ 地区内の被害状況の把握
- ④ 市雪害対策本部との連絡調整
- ⑤ 地区からの要望の調整

資 料 編

除雪機械台数

区分		台数	型式・規格	備考
除雪機械	市所有	除雪ロータリー車	3	13.1t・W=2.6、13.8t・W=2.6、7t・W=1.8
		除雪ドーザー	5	11t
		除雪ドーザー	1	14t級・W=2.47(板3.70m)
		除雪ドーザー	1	8t・W=2.2(板2.75m)
		除雪トラック	2	7t級・W=2.5(板3.40m)
		凍結防止剤散布車	2	2.5m ³ 級
		タイヤショベル	2	1.3m ³ 級
		小計	16	
	市リース	タイヤショベル	55	2.0m ³ 級1台、1.2m ³ 級46台、0.8m ³ 級8台
		モータグレーダー	3	W=3.1m級
		ダンプトラック	4	2t級
		小計	62	
	委託	タイヤショベル	45	0.4m ³ 6台、0.5m ³ 1台、0.6m ³ 2台、0.8m ³ 4台、0.9m ³ 2台、1.2m ³ 8台、1.3m ³ 9台、1.4m ³ 3台、1.5m ³ 級2台、1.6m ³ 3台、2.0m ³ 1台、2.1m ³ 1台、2.5m ³ 1台、3.1m ³ 1台、3.5m ³ 1台、
		モータグレーダー	2	W=3.1m級
		除雪ドーザー	7	8t級3台、11t級2台、12t級1台、13t級1台
		小計	52	県道用除雪機械含む
		合計	132	
小型除雪機械	市所有	区長等貸出し機	5	22PS W=1.1m 1台、10PS W=0.9m 4台
		区長等貸出し機	4	ヒロダ WA30 W=1.7m
		委託協力地区	6	ヒロダ WA30 W=1.7m
		小計	15	
	委託	バックホウ	39	0.06m ³ ～0.7m ³ 級
排雪機械		ダンプトラック	69	2t・3t・4t・10t級
		合計	108	
総合計		255		

指 定 雪 捨 て 場

- 指定雪捨て場は、雪害対策本部の設置後に開設します。

大聖寺地区	旧大聖寺川中央大橋下流左岸	(加賀市)①
	旧大聖寺川福田橋上流左岸	(加賀市)②
	熊坂川越前橋上流右岸	(加賀市)③
	大聖寺川愛宕橋上流左岸	(大聖寺土木事務所・加賀市)④
山代地区	大聖寺川保賀橋下流左岸	(大聖寺土木事務所・加賀市)⑤
	大聖寺川河南大橋上流右岸	(加賀市)⑥
	動橋川湯の国橋250m上流右岸	(加賀市)⑦
片山津地区	新堀川源平橋下流左岸	(大聖寺土木事務所・加賀市)⑧
	片山津温泉ながやま東部柴山潟	(加賀市)⑨
動橋地区	動橋川冠橋上流右岸	(大聖寺土木事務所・加賀市)⑩
山中地区	大聖寺川平岩橋下流左岸	(大聖寺土木事務所・加賀市)⑪
	大聖寺川あやとり橋上流左岸	(加賀市)⑫
	大聖寺川しらさぎ大橋下流左岸	(加賀市)⑬

- 雪捨て場の状況により閉鎖されることがありますので注意してください。

石川県大聖寺土木事務所 **TEL 72-0491**
加賀市建設部土木課 **TEL 72-7931**

「P37 除雪路線網図」及び
「P38～P50 位置図」参照

積雪観測地点名簿

(市内主要箇所)

地域	観測地点	観測部署	電話番号	FAX番号
海岸部	源平	片山津分署	74-0119	74-1135
平野部	大聖寺	大聖寺分署	73-0119	72-1340
〃	弓波	消防署	72-0119	73-0382
〃	山代	山代分署	77-0119	76-1159
山間部	山中	山中浄水場	78-0061	78-4832
〃	山中	山中分署	78-0119	78-2012
合計		6箇所		

※積雪観測箇所の選定にあたっては、昨今の局地的降雪への対応や、市民への情報提供に供するため、海岸部1箇所、平野部3箇所、山間部2箇所を選定。

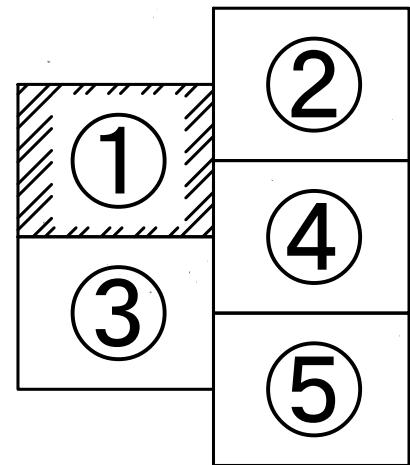
除雪路線計画箇所

R7.7.1 現在

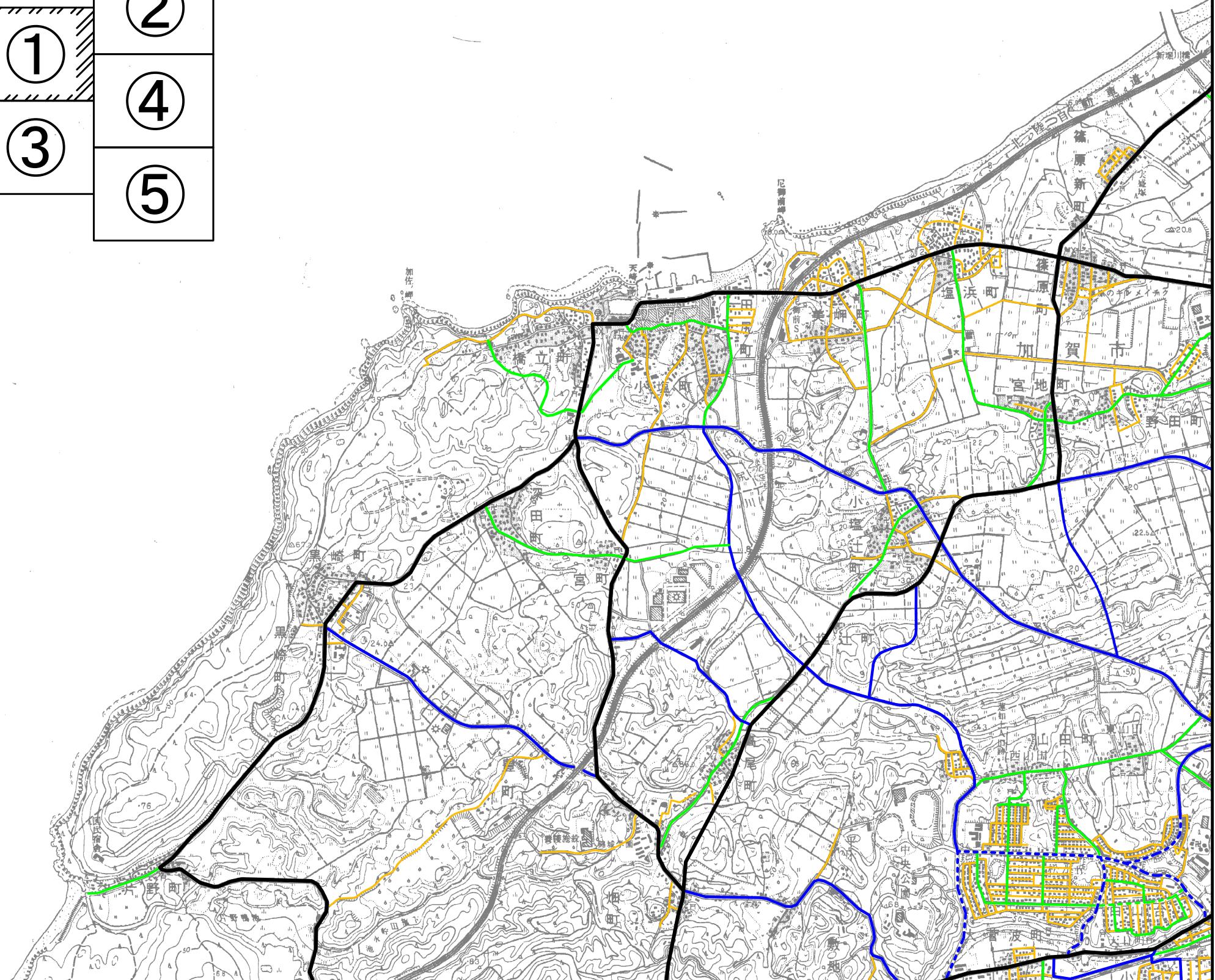
路線区分	路線数	延長
重点除雪路線	6路線	10,190m
第1種除雪計画路線	94路線	87,954m
第2種除雪計画路線	274路線	114,284m
第3種除雪計画路線	1,125路線	267,391m
合計	1,499路線	479,819m

令和7年度除雪路線計画図

凡 例	
国県道除雪路線	黒
重点除雪路線	赤
第1種除雪路線	青
第2種除雪路線	緑
第3種除雪路線	黄
機 械 除 雪	実線
消 融 雪 路 線	破線

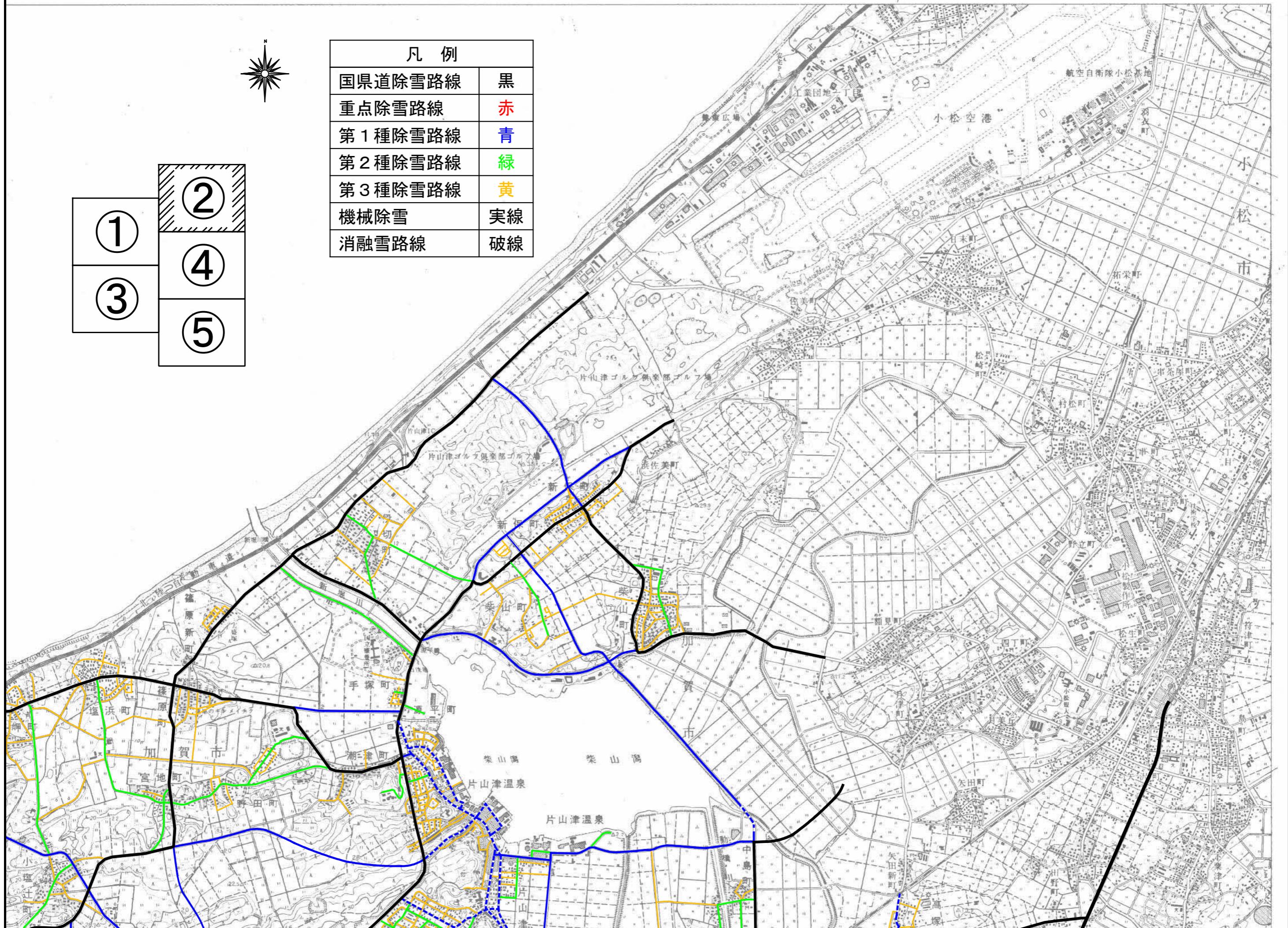
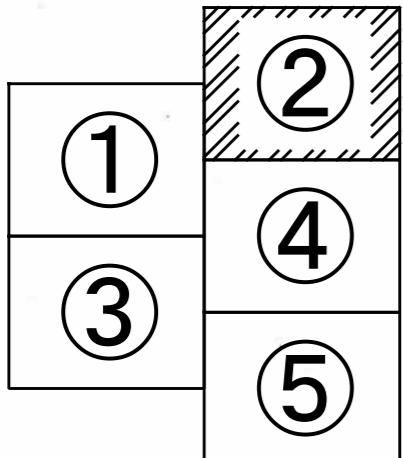


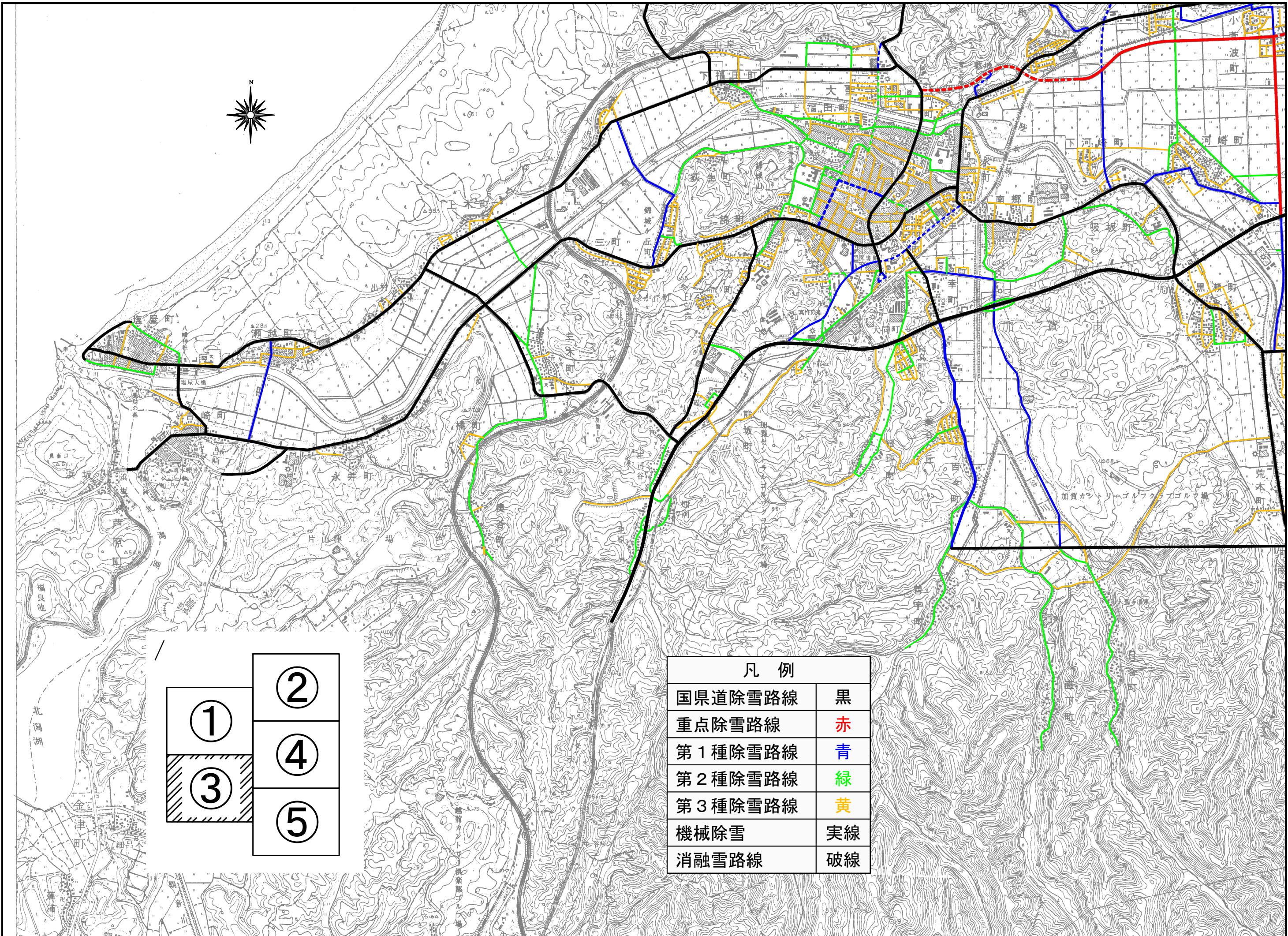
凡 例	
国県道除雪路線	黒
重点除雪路線	赤
第1種除雪路線	青
第2種除雪路線	緑
第3種除雪路線	黄
機械除雪	実線
消融雪路線	破線

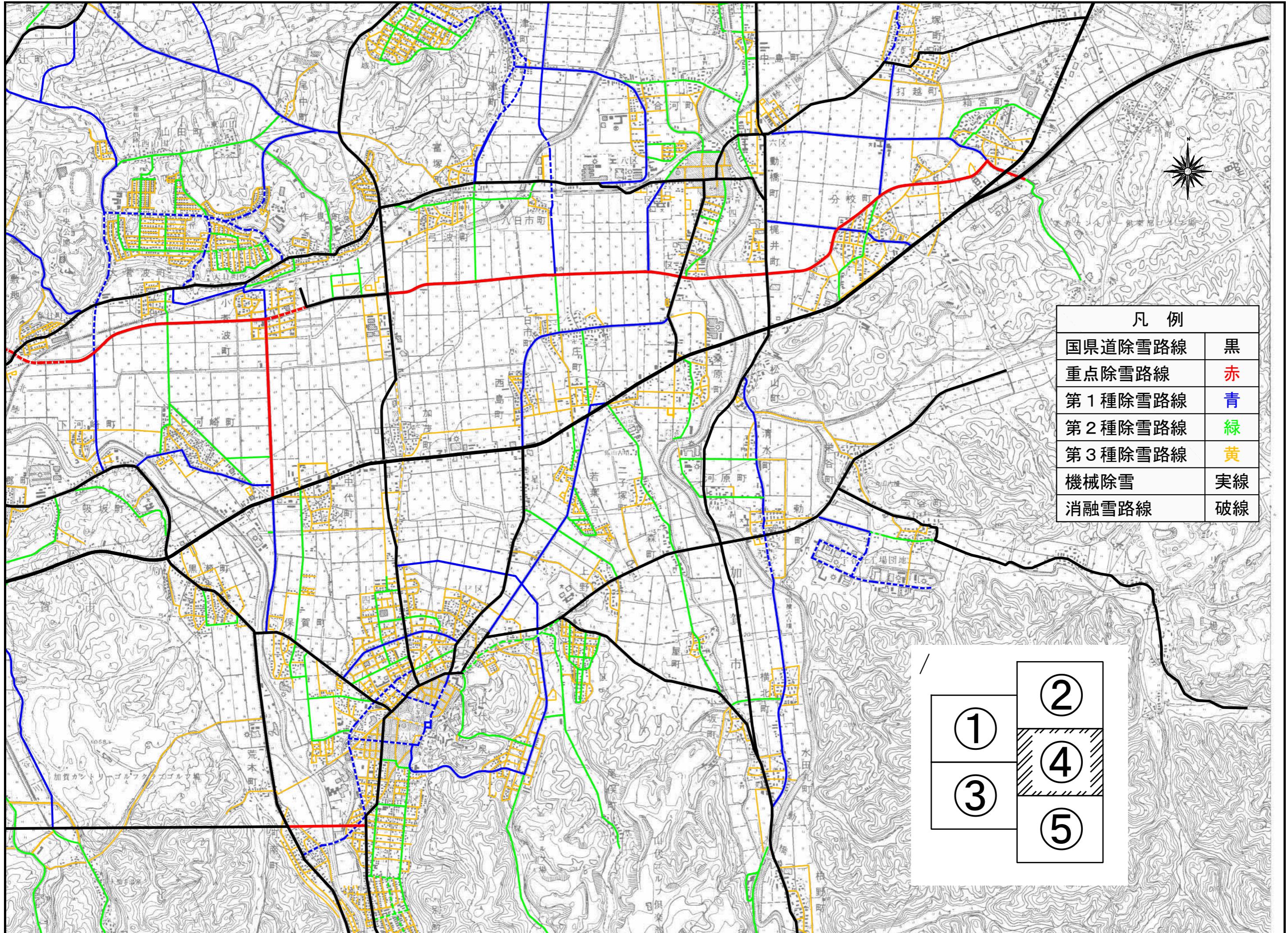


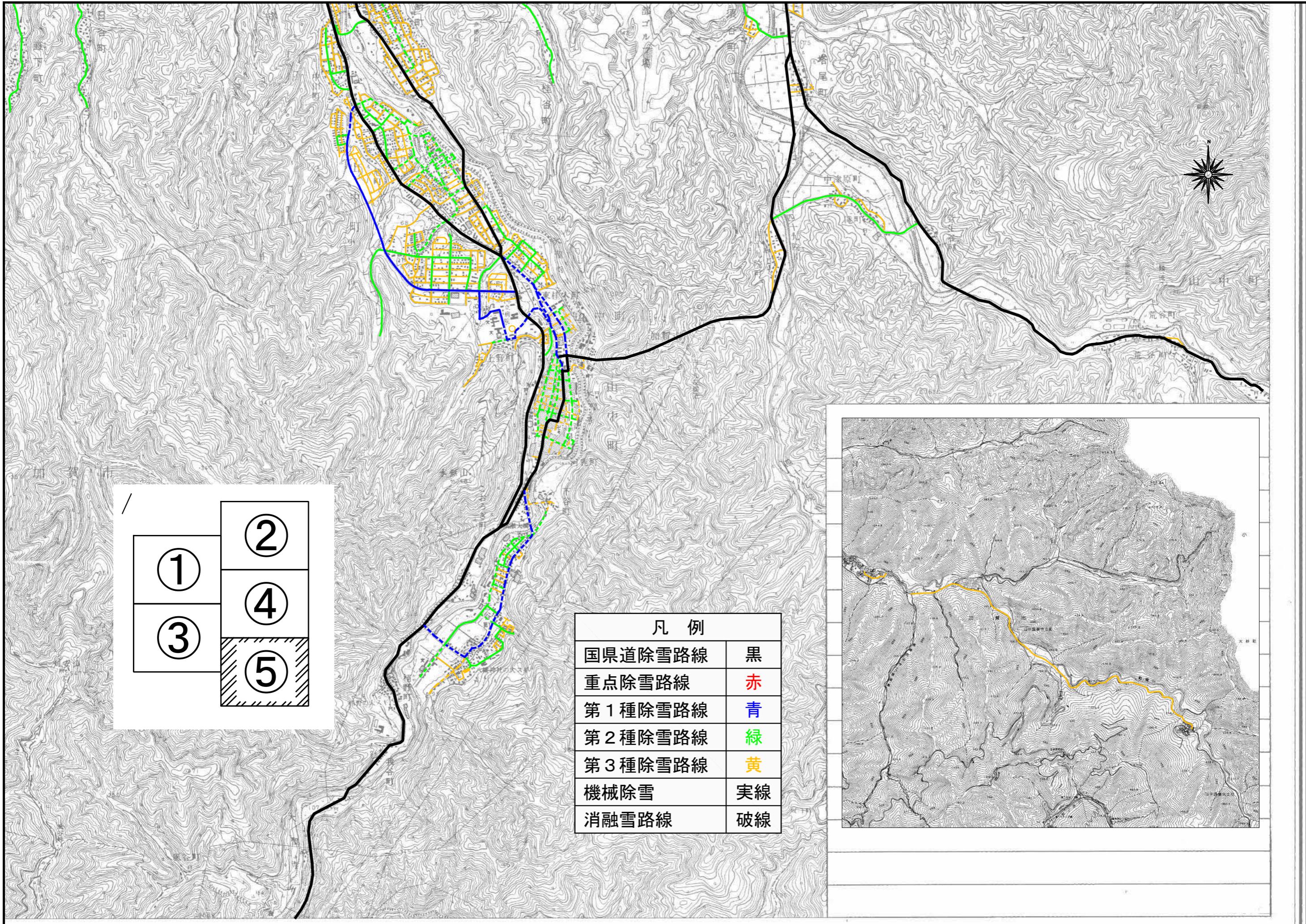


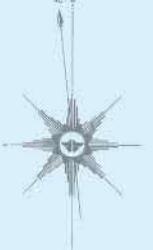
凡 例	
国県道除雪路線	黒
重点除雪路線	赤
第1種除雪路線	青
第2種除雪路線	緑
第3種除雪路線	黄
機械除雪	実線
消融雪路線	破線











R7①除雪路線網図

A 1 S=1 : 37, 500
A 3 S=1 : 75, 000

凡 例	
	北 陸 自 動 車 道
	一 般 国 道 指 定 区 間
	一 般 国 道 指 定 区 間 外
	主 要 地 方 道
	一 般 県 道
	一・二 級 河 川 区 域
	海 岸 保 全 区 域
	港 湾 区 域
	漁 港 区 域
	砂 防 指 定 地
	地 す べ り 防 止 区 域
	急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域
	堰 提
	流 域 下 水 道 終 末 处 理 場
	国 定・県 立
	国 定 公 園・県 立 自 然 公 園
	都 市 公 園
	風 致 地 区
	D I D 区 域
	都 市 計 画 区 域
	重 要 水 防 箇 所
	雨 量 計
	水 位 計
	危 機 管 理 型 水 位 計
	雪 量 観 測 計
	監 視 力 メ ラ
	道 路 情 報 板
	寄り道パーキング

凡 例	
—	雪みちネットワーク路線
—	重点除雪路線
—	1種及び2種
—	3種
—	運搬排雪区間
—	消雪区間
× × × ×	冬期閉鎖通行規制区間
◎ A ◎ B ◎ C ◎ 気	道路情報版（気温計）設置個所
—	バス路線
▲	雪量観測点（センサー）
▲	雪量観測点（その他）
◆ 雪	I T V カメラ（雪シス用）
◆ 水	I T V カメラ（アンダー用）
●	雪捨場（県）
●	雪捨場（市）

④	小 松 烏			
⑤	寺 畠 小 松 線	294	金沢小松自転車道線	20
⑥	小 松 辰 口 線	295	小松加賀自転車道線	21
⑦	加賀インター線	296	三 木 塩 尾 線	22
		297	鍋 谷 寺 亀 線	23
				24
	一 般 県 道			3
	路 線 名			4
101	小 松 横 上 線			5
102	横 上 寺 井 線			6
103	鶴 来 水 島 美 川 線			7
107	新 保 矢 田 野 線			8
109	阿 手 尾 小 尾 線			9
111	大 野 八 錦 線	地 方 港 渾 名		10
117	塙 尾 港 線	塙 尾 港		11

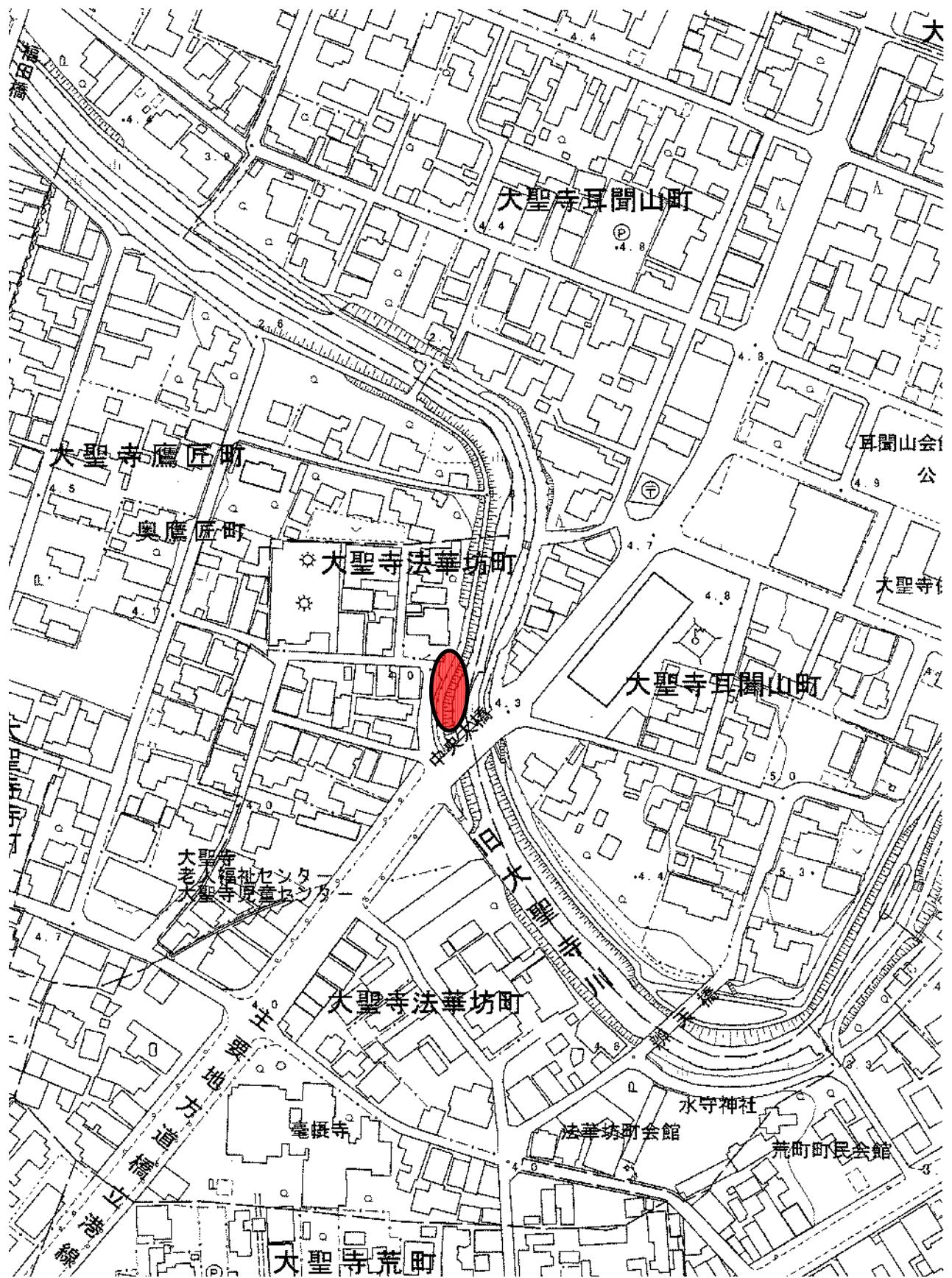
Topographic map of the Kurobe River area, showing the main river and various tributaries. The map includes contour lines and a legend on the left side listing tributary names.

Legend (left side):

- 小支川西俣川
- 級河川
- 河川名
- 大聖寺川
- 支川北湯湖
- 支川奥の谷川
- 支川鶴坂川
- 小支川熊坂川放水路
- 支川三谷川
- 小支川三谷川放水路
- 小支川磐宇川
- 小支川直下川
- 支川大内谷川
- 支川杉の水川

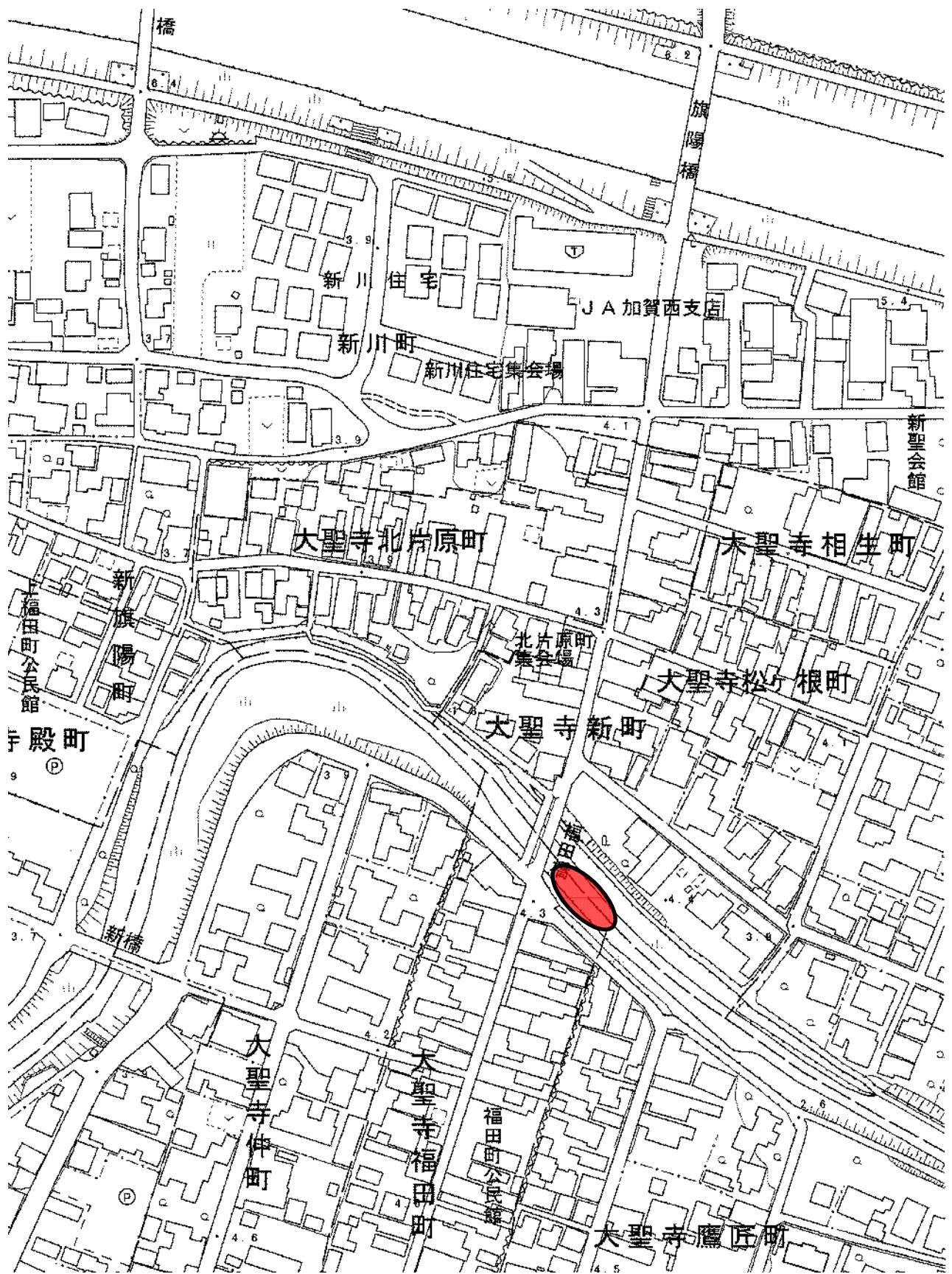
旧大聖寺川 中央大橋下流左岸

位置図



位置図

旧大聖寺川 福田橋上流左岸



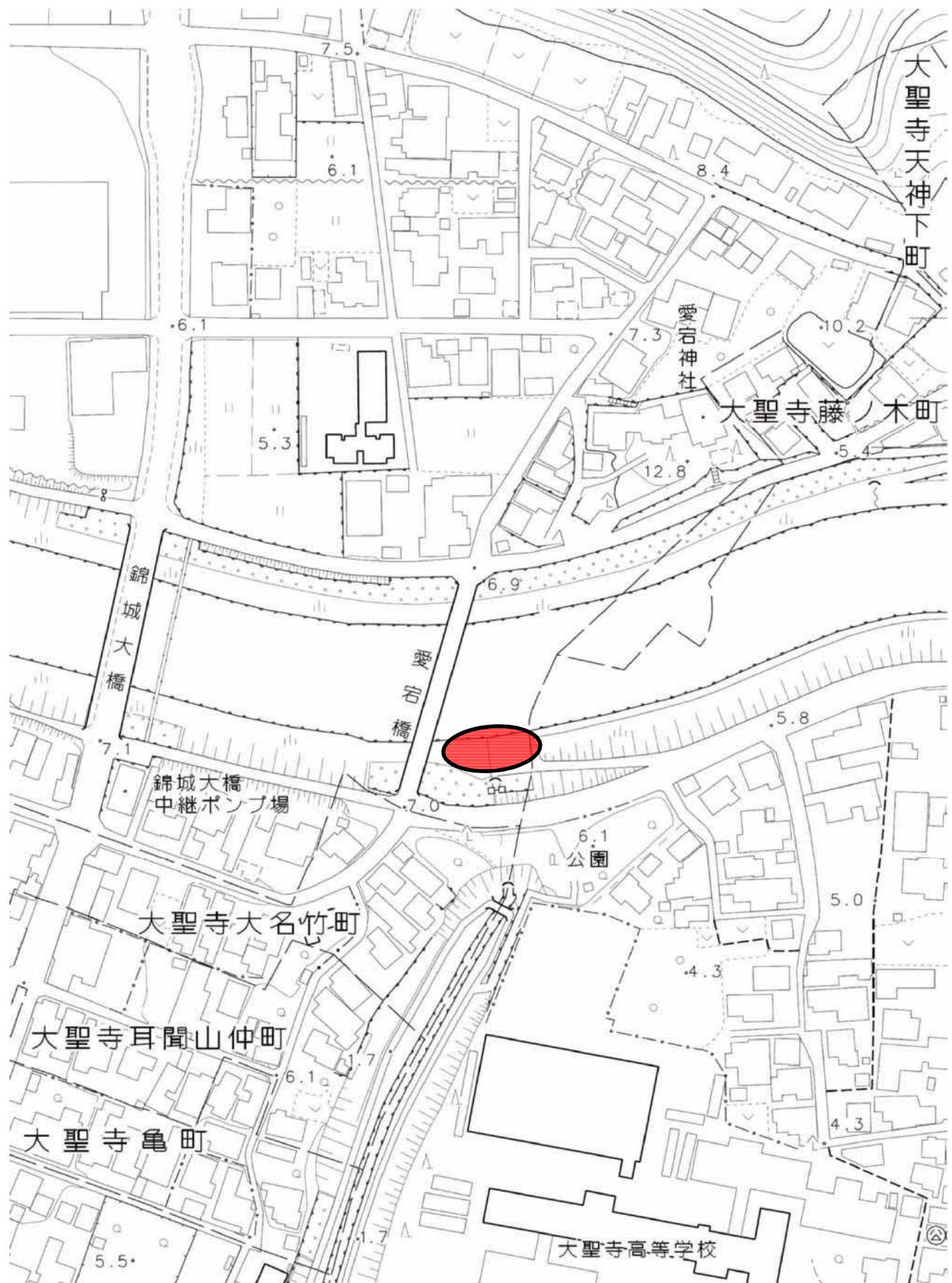
位置図

熊坂川 越前橋上流右岸



大聖寺川 愛宕橋上流左岸

位置図



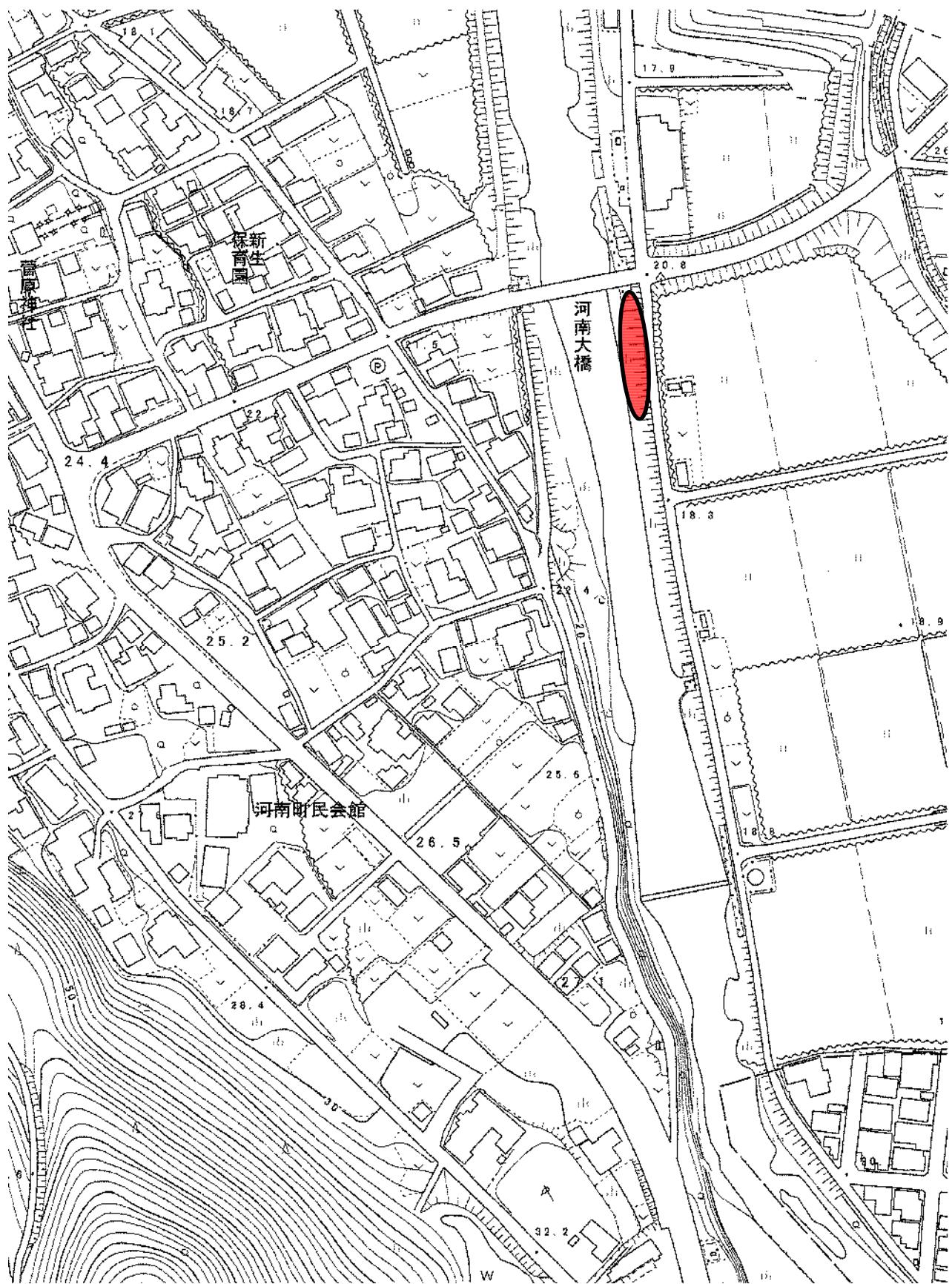
大聖寺川 保賀橋下流左岸

位置図



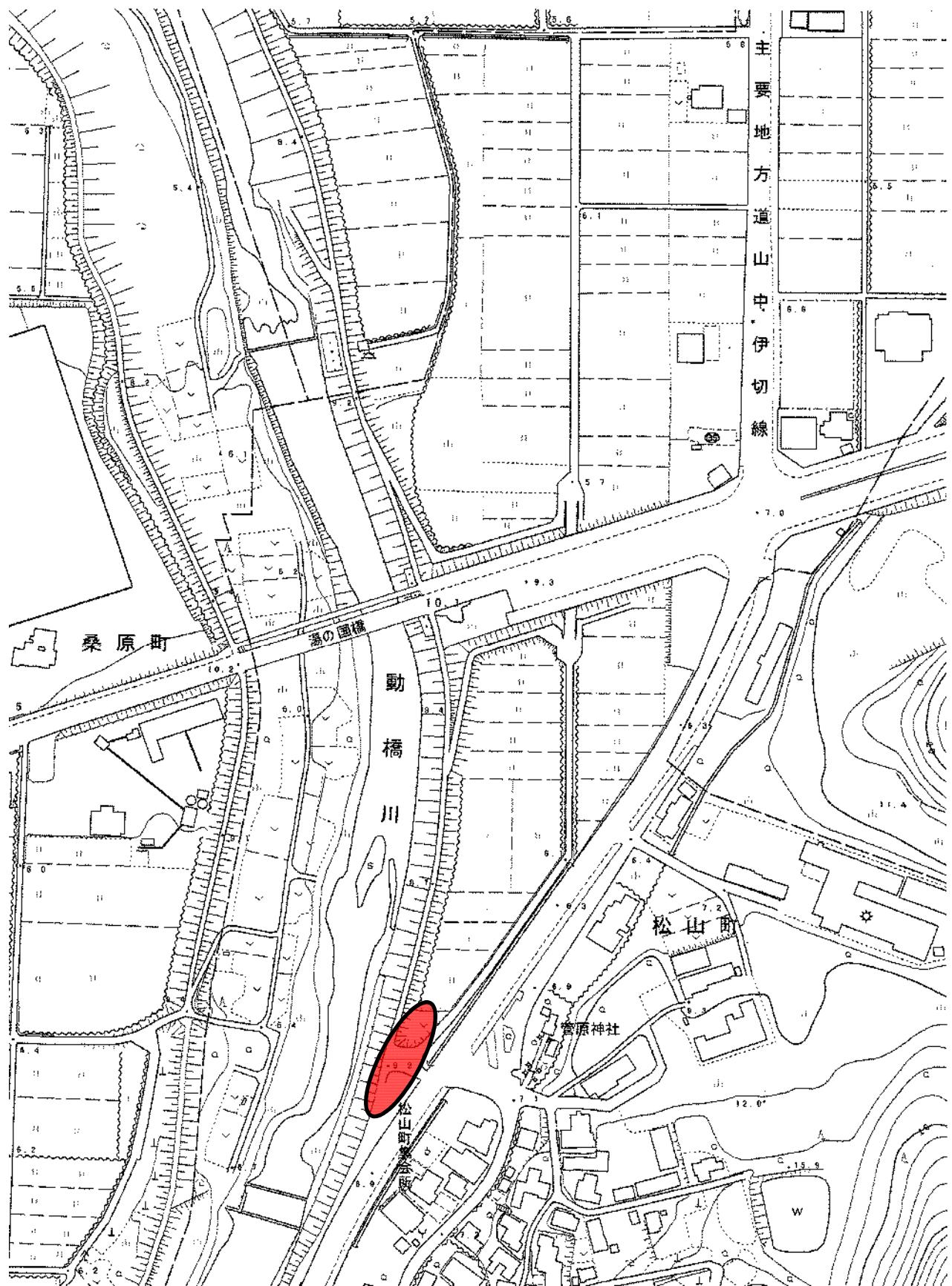
大聖寺川 河南大橋上流右岸

位置図



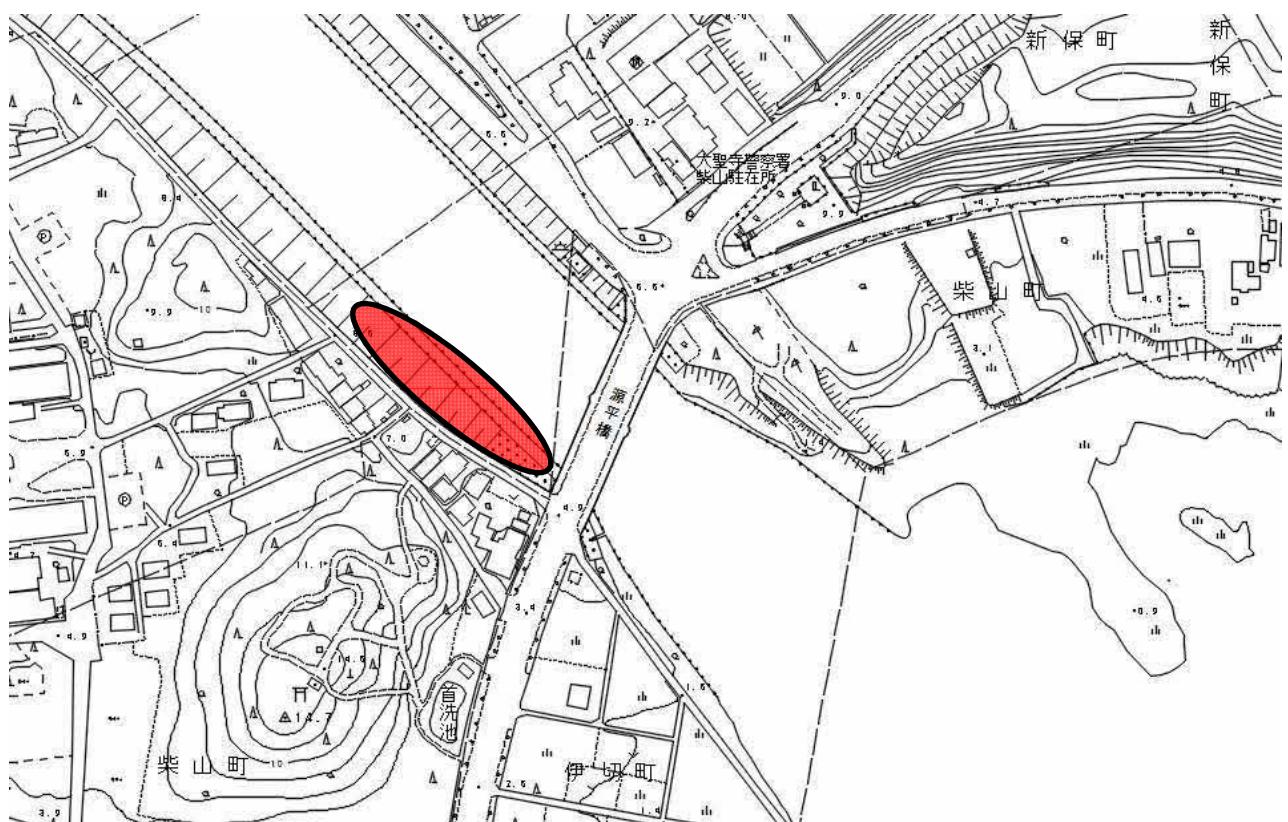
動橋川 湯の国橋250m上流右岸

位置図



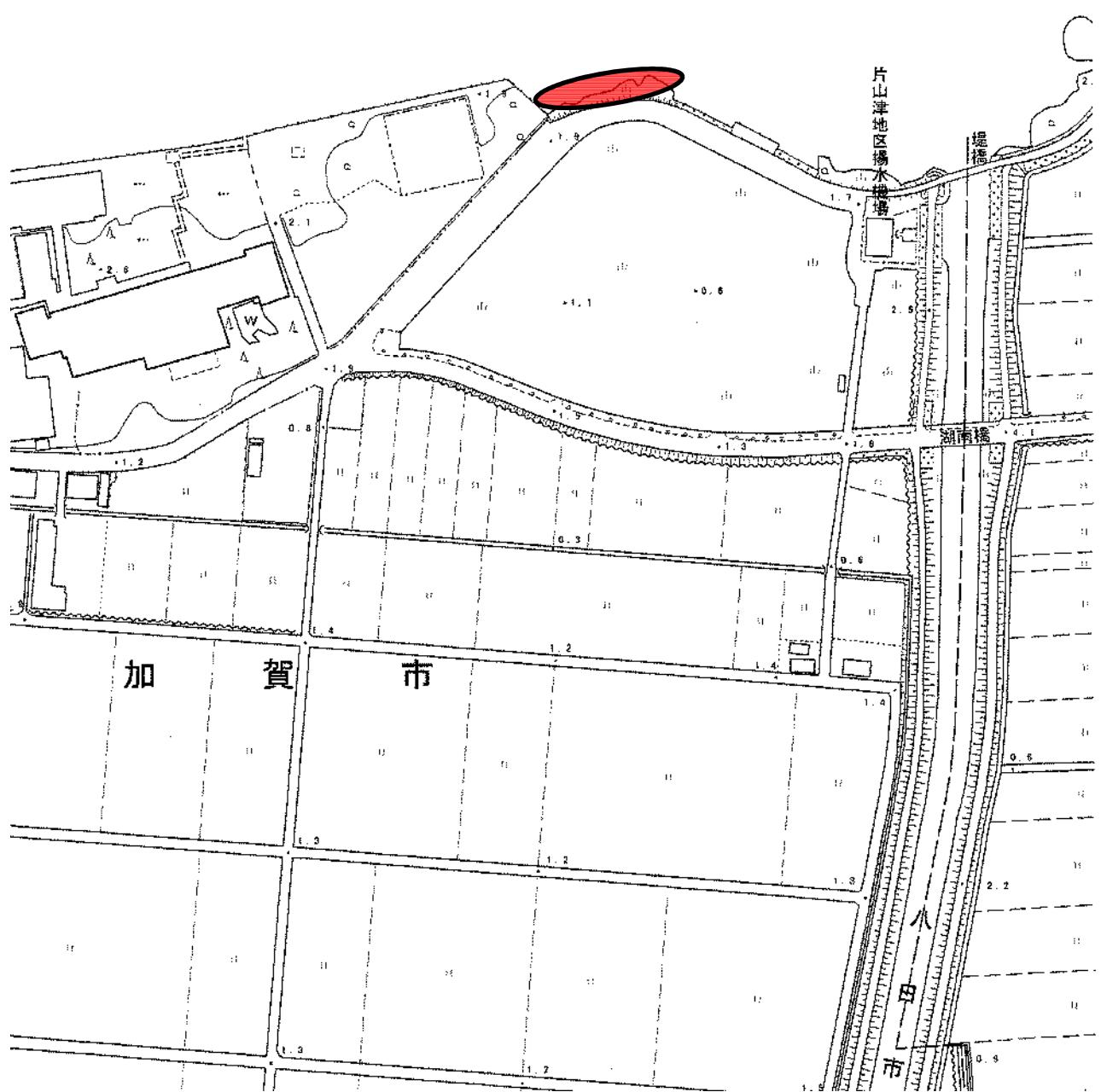
新堀川 源平橋下流左岸

位置図



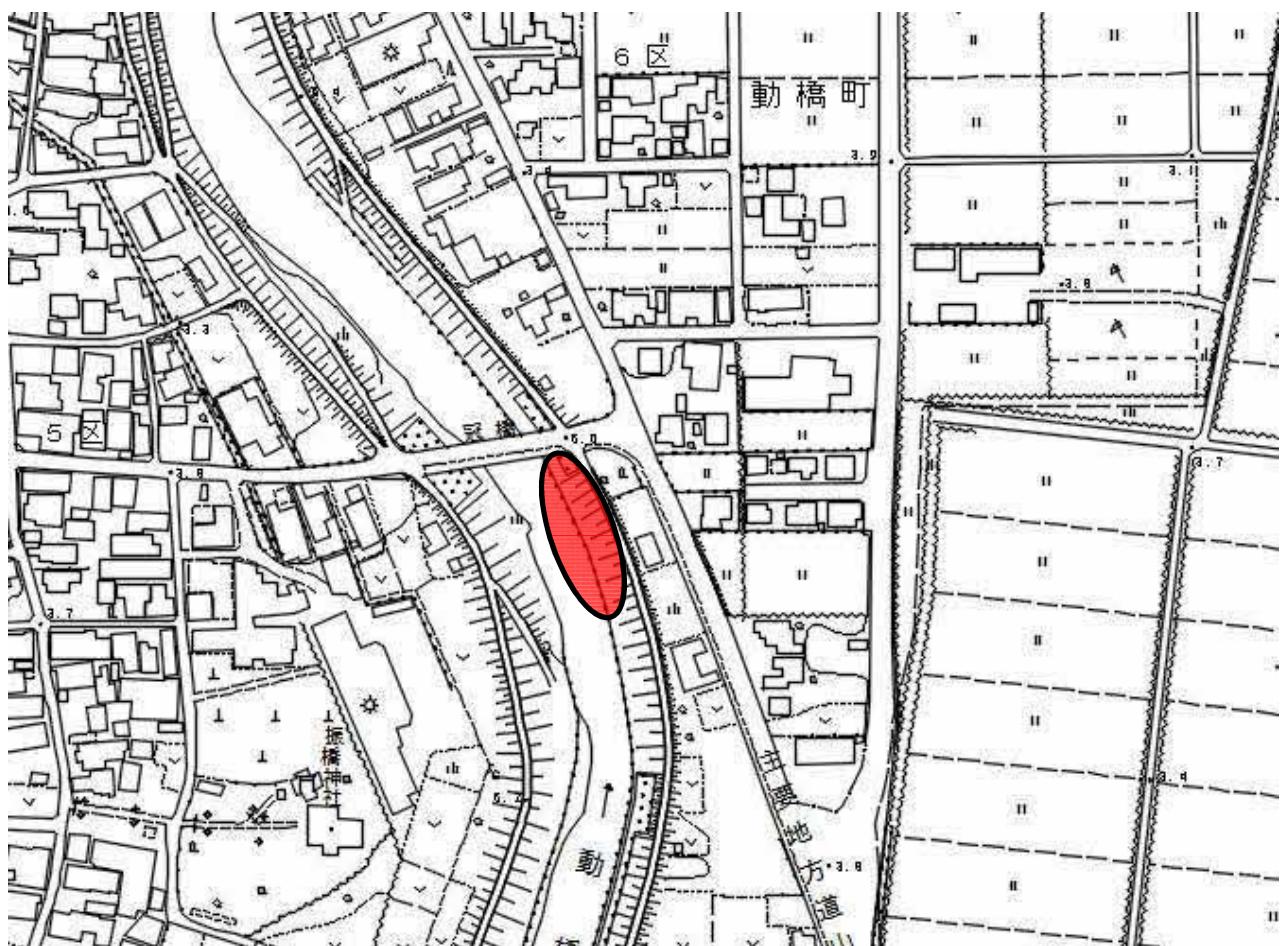
片山津温泉ながやま東部 柴山湯

位置図



動橋川 冠橋上流右岸

位置図



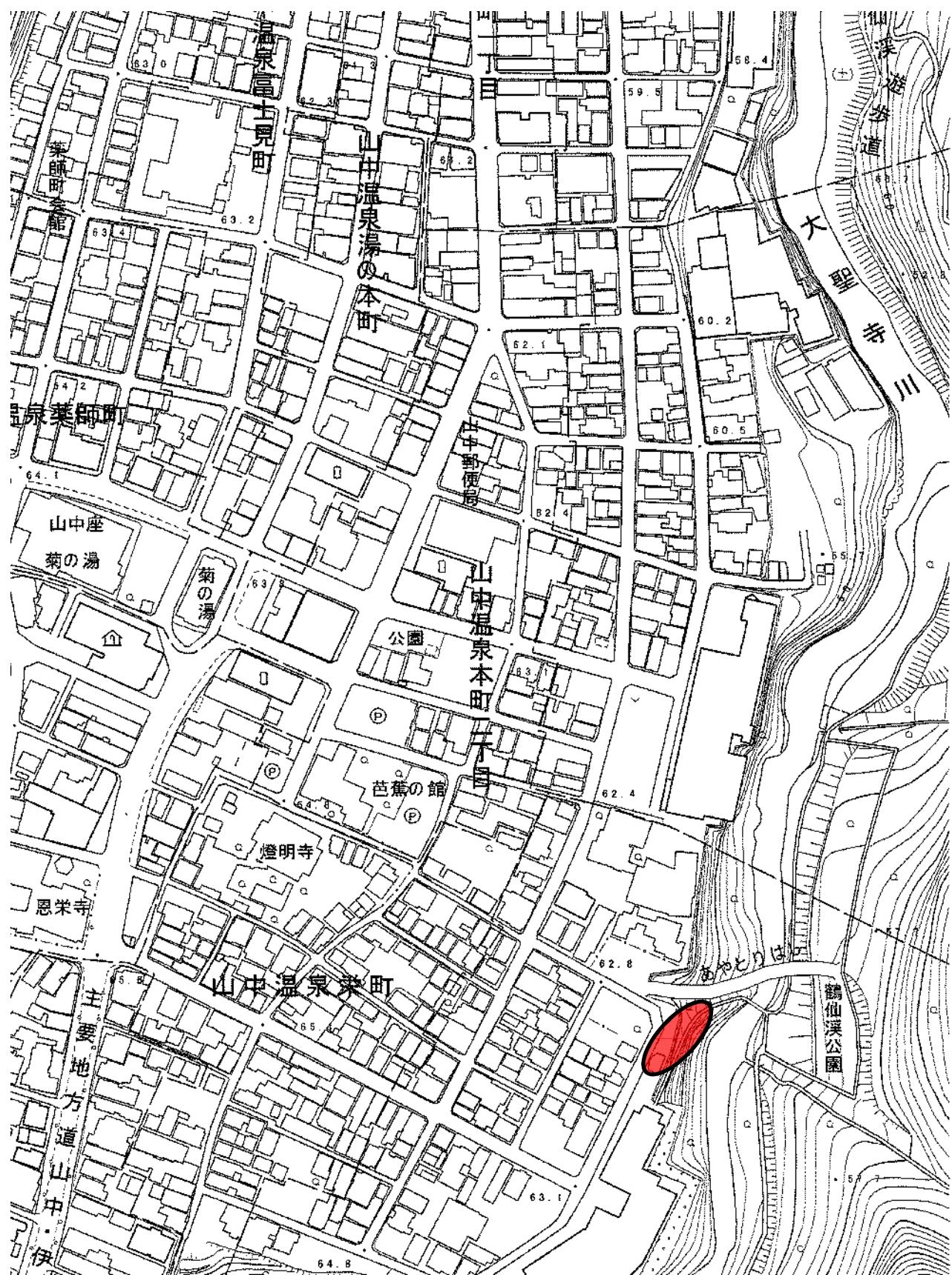
大聖寺川 平岩橋下流左岸

位置図



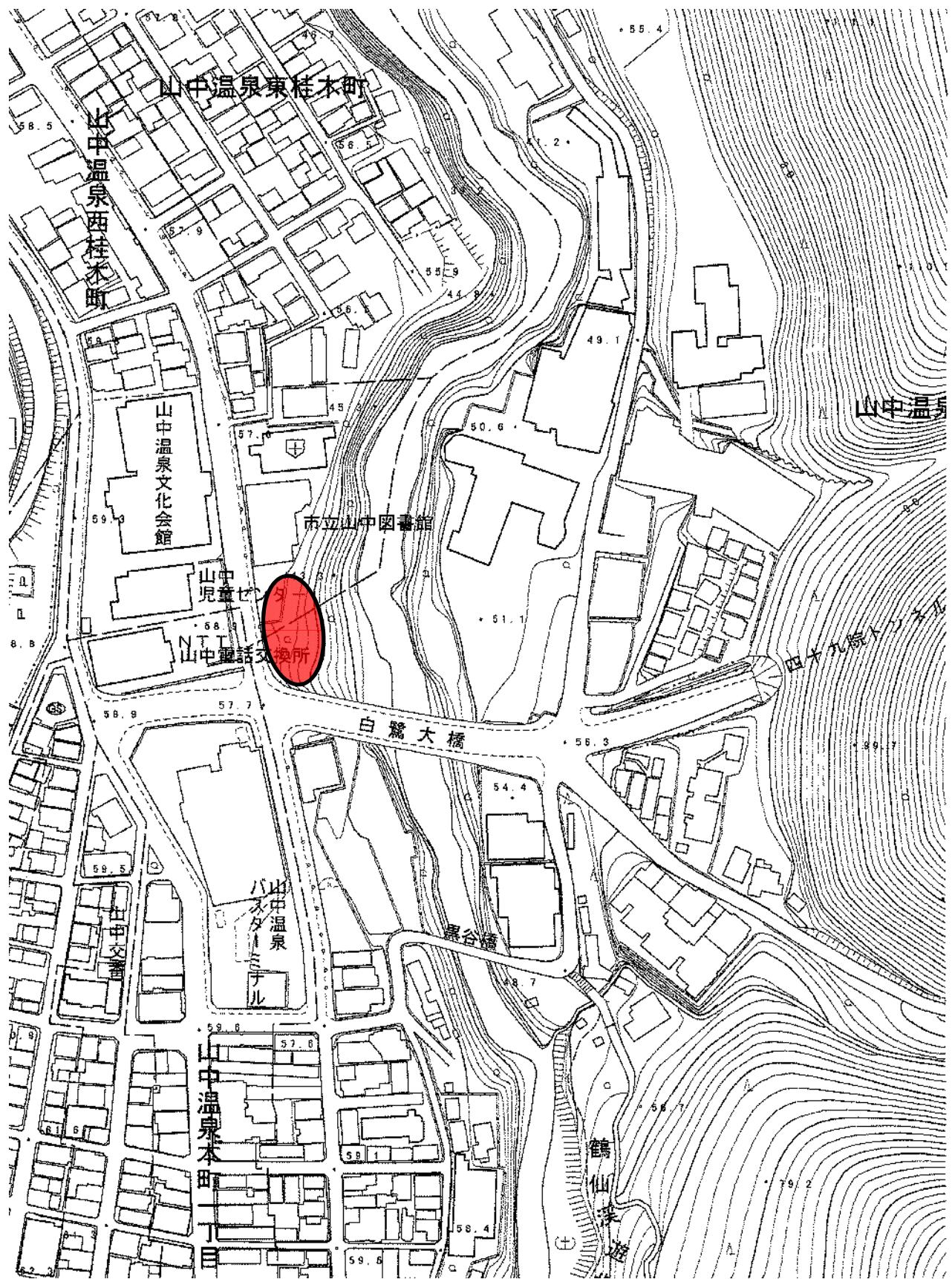
大聖寺川 あやとり橋上流左岸

位置図



大聖寺川 しらさぎ大橋下流左岸

位置図



加賀市除雪経費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、加賀市内の道路の除雪を地区住民が中心となり、自主的に実施した場合において、その除雪に要した費用のうち除雪機械の借り上げに係る経費の一部を補助することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象とする除雪)

第2条 この要綱に基づき補助を受けることが出来る除雪作業は、加賀市雪害対策計画に定める緊急時の除排雪体制時において、地区対策本部が決定した地区除雪方針に基づく道路の除雪であって、事前に市の雪害対策本部に協議したものに限ることとする。

(補助対象者)

第3条 この要綱に定める補助金の交付を受けることが出来る者は、次に掲げるものとする。
一定の地域内の住民を構成員として組織する町（区）会
前号に掲げる町（区）会で組織する地区区長会又はまちづくり推進協議会
その他市長が特に必要と認めたもの

(補助対象経費等)

第4条 この要綱による補助金の交付対象は、次に掲げる除雪に要する経費とする。
(1) 除雪用重機
(2) トラック及びダンプカー
(3) その他市長が特に必要と認めたもの
2、除雪に要する費用のうち、次に掲げる経費は補助対象に含めないものとする。
(1) 手元人夫賃
(2) 交通誘導員に要する費用
(3) 食料費
(4) その他市長が補助対象とすることが適当でないと認めたもの

(補助対象率)

第5条 補助対象とする道路の区分ごとの補助率は、次のとおりとする。

道 路 の 区 分	補 助 率	備 考
加賀市道路除雪計画に定める除雪路線	7 5 %以内	市長が特に必要と認めた場合は、補助率にかかわらず予算の範囲内において、補助金を交付することが出来る。
除雪路線以外の市道	3 5 %以内	
その他（区道、歩道等）	2 5 %以内	

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、別に定める。

附則

(施工期日)

1、この要綱は、公表の日から施工する。

加賀市屋根雪下ろし補助事業概要

1 目的

現に居住する家屋の屋根雪下ろしを自力で行うことが困難であると認められる高齢者世帯等に対し屋根雪下ろし費用の一部を支援することにより、豪雪時における安全確保と不安解消を図る。

2 補助対象世帯

- (1) 65歳以上の者のみで構成する世帯
- (2) 障がい者のみで構成する世帯
- (3) ひとり親世帯（18歳以下の子と構成する世帯）
- (4) その他市長が必要と認めた世帯

ただし、以下の世帯は対象外となります。

- ・生計を一にする世帯に屋根雪下ろしができる人がいる世帯（民生・児童委員又は町内会長に確認）
- ・市内及び隣接する市に屋根雪下ろしができる扶養義務者がいる世帯（民生・児童委員又は町内会長に確認）
- ・申請年度の市県民税が課税されている世帯（同意書に基づき市が確認）

3 補助要件

- ・加賀市雪害対策本部が設置され、屋根雪下ろしを実施しないと家屋及び人命に被害が生じる恐れがあると市長が認める場合であって、申請世帯が第三者に費用を支払って、屋根雪下ろし等を実施した場合
- ・その他市長が必要と認めた場合

4 補助対象経費

- ・現に居住する家屋の屋根雪下ろしに要した経費
- ・下ろした屋根雪が日常生活に支障をきたす場合に行う最小必要限度の除雪に要した経費
- ・その他市長が必要と認めた経費

5 補助金額

- ・家屋の屋根雪下ろしに要した経費については、1回当たり3万円を上限とします。
- ・下ろした屋根雪が日常生活に支障をきたす場合に行う最小必要限度の除雪に要した経費については、1回当たり1万円を上限とします。
- ・その他市長が必要と認めた経費については、市長が必要と認めた額とします。

※補助回数に制限はありません。

事務担当課
市民健康部福祉政策課
TEL 72-7854（直通）
FAX 72-7797

除雪関係機関電話番号表

機関名	電話番号	備考
石川県土木部道路整備課	076-225-1727	FAX 076-225-1728
石川県南加賀土木総合事務所 大聖寺土木事務所	0761-72-0491	FAX 0761-72-3062
国土交通省北陸整備局 金沢河川国道事務所	076-264-8800	FAX 076-233-9632
国土交通省北陸整備局 加賀国道維持出張所	076-276-0797	FAX 076-276-0799
中日本高速道路(株)金沢支社	076-249-8111	FAX 076-249-8119
〃 道路緊急ダイヤル	#9910	
石川県南加賀農林総合事務所 加賀農林事務所	0761-72-8511	FAX 0761-72-7006
金沢地方気象台	076-260-1463	FAX 076-260-1464
石川県危機対策課	076-225-1482	FAX 076-225-1484
大聖寺警察署	0761-72-0110	FAX 0761-72-2482
北陸電力(株)小松支社	0761-21-1959	夜間 0120-77-6453 FAX 0761-21-1975
NTT西日本(株)金沢支社 NTTフィールドテクノ石川営業所	076-253-8980 076-253-8235	FAX 076-264-1927 FAX 076-253-8923
IR 加賀温泉駅	0570-055-521 076-256-0560	FAX 076-256-0561
JR 西日本金沢支社金沢保線区	076-261-1728	FAX 076-261-1728 保線課
加賀建設業協会	0761-2-72-1603	FAX 0761-72-5444
加賀温泉バス(株)	0761-77-3080	FAX 0761-77-3082
(株)まちづくり加賀	0761-72-7777	FAX 0761-72-7720
北陸鉄道(株)	076-272-1120	南部支所
航空自衛隊小松基地	0761-22-2101	FAX 0761-22-2101
陸上自衛隊金沢駐屯地	076-241-2171	FAX 076-241-2171
加賀市消防本部	0761-72-0119	FAX 0761-73-0382
加賀市役所(代表)	0761-72-1111	FAX 0761-72-4640
加賀市除雪対策本部(直通)	0761-72-7931	FAX 0761-72-7212

機関名	電話番号	備考
地区除雪対策本部		
大聖寺地区	0761-72-0463	FAX 72-0408(地区会館)
山代地区	0761-76-0018	FAX 76-0184(地区会館)
別所地区	0761-77-2041	FAX 77-2004(地区会館)
庄地区	0761-75-3349	FAX 75-3348(地区会館)
勅使地区	0761-77-4890	FAX 77-0320(地区会館)
東谷口地区	0761-76-1172	FAX 76-1142(地区会館)
片山津地区	0761-74-0350	FAX 74-0841(地区会館)
作見地区	0761-75-3359	FAX 75-3694(地区会館)
金明地区	0761-74-2828	FAX 74-0932(地区会館)
湖北地区	0761-75-4014	FAX 75-3784(地区会館)
動橋地区	0761-74-1529	FAX 74-1502(町民会館)
分校地区	0761-74-1831	FAX 74-0493(地区会館)
橋立地区	0761-75-2944	FAX 75-2945(地区会館)
三木地区	0761-72-1772	FAX 72-0469(地区会館)
三谷地区	0761-72-1762	FAX 72-0974(地区会館)
南郷地区	0761-73-2642	FAX 73-0459(地区会館)
塙屋地区	0761-73-8001	FAX 73-8038(地区会館)
山中温泉地区	0761-78-3588	FAX 78-3589(地区会館)
河南地区	0761-78-5021	FAX 78-5011(地区会館)
西谷地区	0761-78-1251	FAX 78-1252(地区会館)
東谷地区	0761-78-0111	FAX 78-0112(地区会館)